

# EFRAG が簡素化欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) に対するテクニカルアドバイスを提出



### What you need to know

- 第一弾オムニバス簡素化パッケージの一環として、欧州委員会は EFRAG に対し、簡素化欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) のセット 1 に関するテクニカルアドバイスを依頼しました。
- 2025 年 9 月 29 日に公表されたパブリック・コンサルテーションの終了後、EFRAG は受領したフィードバックに対応し、12 月上旬に、テクニカルアドバイスを EC に提出しました。
- テクニカルアドバイスを提出された改訂版 ESRS は大幅に合理化されており、必須データポイントは 61% 削減され、任意データポイントは削除されています。
- 欧州委員会はテクニカルアドバイスをレビューしており、2026 年半ばに修正版 ESRS 委任規則を採択することを予定しています。最終的な ESRS はテクニカルアドバイスのバージョンと異なる可能性があります。2026 年の会計年度から適用するオプションも含め、2027 年からの適用開始が見込まれます。
- 改訂版 ESRS 委任規則が発効するまでは、Wave1 の報告義務者は、直近で発行された「クイックフィックス」規則による負担軽減措置を考慮しつつ、ESRS セット 1 に基づき、報告を継続する必要があります。

2025年12月3日、EFRAGは、公開草案<sup>1</sup>に関するパブリック・コンサルテーション、アウトリーチイベント、フィールドテストからのフィードバックに対応した後、改訂されたESRSに関するテクニカルアドバイスを欧州委員会に提出しました。

EFRAGのテクニカルアドバイスは、2023年7月に欧州委員会によって採択された12のESRS及び関連する用語集を含むESRSセット1に対して提案された簡素化パッケージ(「改訂版ESRS」)で構成されています。このテクニカルアドバイスには、ESRSセット1の重要な簡素化が含まれており、必須データポイントが61%削減される結果となっています。

ESRSセット1の改訂は、2025年2月に発表された欧州委員会の第1弾オムニバス簡素化パッケージを契機として行われました。当該パッケージは、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の適用を受ける欧州企業の報告負担を軽減し、EUの競争力を高めることを目的としています。

EFRAGは、ESRS改訂にあたり次の6つの方策を特定しました。

- 1) ダブルマテリアリティ評価(以下、「DMA」)の簡素化
- 2) サステナビリティ報告書の読みやすさ及び簡潔性の向上
- 3) 全般的開示要求とトピック別基準との重複の排除
- 4) ESRS基準の理解可能性・明確性・アクセス性の改善
- 5) 複数の負担軽減措置の導入
- 6) 国際的な報告基準との相互運用性の強化

EFRAGは、2025年12月19日に補足資料を公開し、結論の背景と費用対効果の分析が含まれています。改訂されたデータポイントのリスト(IG3)とNMG(拘束力のないガイダンス)は、2026年に公表される予定です。

欧州委員会は現在、テクニカルアドバイスをレビューしています。欧州委員会による、最終的な改訂版ESRS(テクニカルアドバイスとは異なる可能性がある)の2026年半ばまでに委任法を通じた採択が予定されています(官報に掲載された時点で拘束力を持ちます)。最終的な改訂版ESRSは、2027年度から適用され、2026年度に適用するオプションが入る可能性もあります。

1. 公開草案について当社の発行物である[EY EU Sustainability Developments Issue 10](#)もご参照ください。
2. 当社の発行物である[How to navigate the EU Omnibus simplification package](#)、EUタクソノミの委任規則に関する、[EY EU Sustainability Developments Issue 8](#)、クイックフィックスに関わる委任規則に関しては、[EY EU Sustainability Developments Issue 9](#)もご参照ください。



## エグゼクティブサマリー

本資料は、テクニカルアドバイスで提案された主な変更点を包括的に概観しています。全般的及び個別のアップデートを示しながら、読者が改訂内容を理解できるようガイドすることを目的としています。

冒頭のセクションでは、ESRS セット 1 に対して行われた全体的な改善、特に読みやすさ及び簡潔性の向上に焦点を当てています。その後、全般的原則及び全般的開示要求に関する横断的基準 (ESRS 1 及び ESRS 2) に特に重点を置いています。当該基準には最も抜本的な改訂が含まれており、その多くは他のすべてのトピック別 ESRS に波及的な影響を与えます。さらに、本資料では、気候変動、その他の環境トピック、社会トピック、事業活動 (の実践) など、トピック別基準における主要な改訂点について詳細に説明しています

参照しやすいように、重要な変更点は太字で示しており、各項目についてより詳細な情報も用意しています。これにより、読者は自身のニーズに応じて適切な詳細度を選ぶことができます。

本資料における「弊法人のコメント」ボックスは、実務上の論点や重要な領域をハイライトしています。本コンテンツは、Wave 1 の初度開示から得られた経験、EFRAG が受け取ったフィードバック、そして EFRAG の起草過程で大きな議論を呼んだテーマを踏まえて構成されています。また、拘束力はないものの、改訂要件に関する有益な明確化や説明が示されている結論の背景から得られた洞察も反映しています。

改訂版 ESRS は引き続きダブルマテリアリティ (インパクトマテリアリティ及び財務マテリアリティ) の考え方を採用し、2 つの横断的 ESRS と 10 のトピック別 ESRS をカバーしています。

ステークホルダーから寄せられた「複雑で粒度が細かすぎる」という意見を受け、EFRAG は任意の開示要件を全て除外し、必須の開示要件を 61% 削減しました。文書量も約半分に圧縮されています。

主な変更点は以下のとおりです。

- 理解しやすさと明確さを高めるための、**基準の短縮と再構成**
- より原則主義な定性的開示を中心とした、開示要件の大幅な削減
- **サステナビリティ報告における情報の開示における柔軟性の強化** (エグゼクティブサマリー、付録、集約又は分解のレベル)
- **適正な表示の概念を明確に目的化**
- **情報の重要性を一般的なフィルターとしてより重視**
- より焦点を絞ったアプローチ及びトップダウンアプローチ適用の可能性を伴う、**簡素化されダブルマテリアリティ評価プロセス**
- 負のインパクトのマテリアリティを評価する際に、**予防、緩和、是正のための行動をどのように考慮するかに関する新しいガイダンス**
- 財務諸表との整合性の確認や、新たな規定や例外 (例: リース資産) を含めた**報告バウンダリー**
- 過大なコスト及び労力の原則の適用、データ不足によるスコープの一部のみを対象とした指標、バリューチェーンデータの階層の排除、報告年度からの取得及び処分の除外等、**新しい重要な軽減措置**
- 「クイックフィックス」軽減措置を反映した Wave 1 企業向けの**追加的な段階的適用規定**や、予想される財務的影響や化学懸念物質に関する定量的情報に係る 2029 年度までの新しい段階的軽減措置の導入
- **予想される財務的影響に関する定量的情報の追加の軽減措置や段階的適用規定**
- **GHG 排出量の報告バウンダリーに関する追加的アプローチの削除など、トピック別 ESRS におけるさらなる変更 (ESRS E1)**

## 相互運用性

IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）との相互運用性を向上させることは、ESRSセット1改訂を導く簡素化の方策のひとつでした。両方のフレームワークの文言をより整合させ、適正な表示、過大なコストや労力、予想される財務的影響に関する規定など、主要な原則を調和させるために大きな取り組みが行われています。同時に、いくつかの簡素化や新たな軽減措置は、両方のフレームワークに準拠しようとする企業にとって追加的な留意点が生じる可能性があります。本資料では、関連するセクションにおいて、相互運用性に関する主要項目を取り上げています。

### EFRAGの2025年7月の公開草案に基づくデュープロセス

ESRSセット1を改訂するためのデュープロセスの一環として、EFRAGは2025年7月29日に公開された公開草案に関する2か月間のパブリック・コンサルテーションを実施しました。EFRAGはこのコンサルテーションに対して700件以上の回答に対応し、アウトリーチイベントやフィールドテストを実施し、それがデュープロセスに反映されました。

全体として、公開草案で提案された簡素化には好意的なフィードバックが寄せられ、改訂版ESRSに反映されました。一部の特定の領域（例：グロス/ネットのガイダンス、予想される財務的影響、適正賃金）には賛否が分かれ、改訂版ESRSではより大幅な調整がなされました（本資料の関連セクションをご参照ください）。

### ESRSを理解し、活用するために

企業は、EFRAGが提案した修正をできるだけ早く評価し、欧州委員会の協議プロセスの進展を注視する必要があります。一方で、ESRSセット1は2025年の報告には引き続き適用されます。

ESRS セット1および改訂版 ESRS を理解しやすくするため、作成者はEFRAGの新しいESRSナレッジハブを利用することが推奨されます。これは、ESRSに関連する全ての重要な資料を含むインタラクティブなオンラインプラットフォームであり、EFRAGが開発したより広範な資料も含まれています。

### 2025年度の報告に対する改訂版ESRSの影響

2025年度の報告は、依然としてESRSセット1の要件に従う必要があります。改訂版ESRSは、欧州委員会が最終版（最終改訂版ESRS）を委任法で採択するまで適用されません。当該最終版は、EFRAGが発表したテクニカルアドバイスとは異なる可能性があります。

一方で、テクニカルアドバイスには、現在のESRSセット1の要件と整合するいくつかの明確化が含まれています。このような明確化、特に柔軟性の強調された領域は、2025年の報告サイクルや初年度の適用から得られた教訓を示す可能性があります。本資料の各セクションでは、ESRSセット1を適用する際に考慮すべき洞察が示されている領域を強調しています。

### サステナビリティ報告の取り組みを継続することの重要性

強制的なデータポイントが大幅に削減されたとはいえ、報告負荷の削減が比例して進むと期待することはできません。EFRAGの費用対効果分析（CBA）によれば、調査対象の企業の70%以上が内部コストの削減幅は30%未満にとどまると回答しています。これは、ESRSセット1の導入において最も負荷が大きかった領域が、基準を理解し何を報告するかの把握、バリューチェーンにおける指標のデータ収集、ダブルマテリアリティ評価の実施であったためです。

Wave 1の企業は、報告の初年度に行った労力を活用し、将来的にEFRAGが提案する新しい軽減措置の恩恵を受けることができます。一方で、Wave 1以外の準備者は、サステナビリティ報告の取り組みを積極的に追求する必要があります。

## Contents

1	読みやすさと簡潔性向上のための全般的改訂	6
1.1.	ESRSの大幅な合理化	6
1.2.	サステナビリティ報告書の読みやすさ向上	7
2	全般原則の改訂 - ESRS 1	9
2.1.	サステナビリティ報告の目的	9
2.2.	適正な表示	10
2.3.	サステナビリティ報告の基礎としてのダブルマテリアリティ	11
2.3.1.	情報の重要性	11
2.3.2.	ダブルマテリアリティ評価 (DMA)	12
2.3.3.	DMAの周期性	13
2.3.4.	影響の重要性: 救済、緩和及び予防のための行動	13
2.4.	報告バウンダリー	15
2.5.	過大な労力	16
2.6.	その他の軽減措置	17
2.7.	移行規定	19
2.8.	比較情報	20
3	全般的開示の改訂 - ESRS 2	21
3.1.	方針、行動、指標及び目標に関する一般的開示要件 (GDR PAMT)	21
3.2.	財務的影響及びレジリエンス開示に関する軽減措置	22
3.3.	財務的影響の開示 (SBM-3)	22
4	気候変動基準の改訂 - ESRS E1	24
4.1.	再構成され簡素化された開示要件	24
4.2.	気候関連リスク、シナリオ分析及びレジリエンス	24
4.3.	気候変動緩和のための移行計画: ESRS E1の重要な要素	25
4.4.	気候関連目標: 主要原則の再確認	25
4.5.	GHG排出量及びエネルギー報告: 簡素化された指標と改訂された報告バウンダリー	26
4.6.	金融機関	28
4.6.1.	ファイナンス・エミッションの計算方法	28
4.6.2.	原単位情報に係る目標と絶対排出削減目標: 金融機関の免除	28
4.7.	カーボנקレジット	28
4.8.	予想される財務的影響	29
5	その他の環境系ESRSの改訂 - ESRS E2 から E5	30
5.1.	概要	30
5.1.1.	ESRS 2の一般開示要求に係るトピック別の詳細要件の削除	30
5.1.2.	方針、行動及び目標 (PATs) に関して簡素化された開示要求	30
5.1.3.	拠点別開示	30
5.1.4.	新しい用語と定義	31
5.1.5.	予想される財務的影響に関する開示要求を全て削除	31
5.2.	各基準における具体的な変更点のポイント	31
5.2.1.	汚染 (E2) に関するポイント	31
5.2.2.	水 (E3) に関するポイント	31

5.2.3.	生物多様性及び生態系(E4)に関するポイント.....	32
5.2.4.	循環経済(E5)に関するポイント.....	32
<b>6</b>	<b>社会系ESRSの改訂.....</b>	<b>33</b>
6.1.	概要.....	33
6.1.1.	トピック・サブトピック・サブサブトピック.....	33
6.1.2.	社会系ESRSと他のトピック別ESRSとの相互作用.....	33
6.1.3.	定性的開示の削減.....	34
6.1.4.	人権.....	34
6.2.	自社従業員基準の改訂 - ESRS S1.....	35
6.2.1.	指標の簡素化.....	35
6.2.2.	マテリアリティの明確化、閾値及び手法の改訂.....	35
6.2.3.	主要な指標に関するポイント.....	36
6.3.	その他の社会系ESRSの改訂- ESRS S2 から S4.....	38
<b>7</b>	<b>事業活動(の实践)の改訂 - ESRS G1.....</b>	<b>39</b>
7.1.	構成の大幅な見直し.....	39
7.2.	定性的開示と指標の再整理.....	40
<b>8</b>	<b>次のステップ.....</b>	<b>41</b>

# 1 読みやすさと簡潔性向上のための全般的改訂

EFRAGがESRS改訂において適用した包括的な方策のひとつは、ESRSを大幅に合理化し、基準及びサステナビリティ報告書の双方の読みやすさを向上させることです。

## 1.1. ESRSの構成の改訂と合理化

改訂版ESRSは、引き続き2つの横断的基準と10のトピック別基準を含み、同じ報告領域をカバーしています。しかし、基準は大幅に簡素化されました。全体として、基準の長さは半分に削減され、特に社会及び環境系ESRSにおいて最も顕著な削減が行われました。

基準の構造に対する主な改訂は以下の通りです：

開示要求事項	すべての必須データポイント("shall disclose / shall include / shall report / shall describe / shall explain")は、 <b>基準の本文に掲載</b> されます。全体として、必須データポイントは61%削減され、主に定性的開示に関連しています。
必須ガイダンス	必須のガイダンスを示す段落(名称は引き続き「適用要件(AR)」)は、 <b>各開示要件(DR)の直後に配置</b> されました。「どのように開示するか」に関するガイドラインに関連し、利用可能な表示方法の選択肢も含まれます。
任意データポイント	任意データポイント("may disclose")は <b>削除</b> されました。一部の削除された任意データポイント、ガイドライン及び例示は、将来のNMIG(拘束力のないガイダンス)においてEFRAGによって検討される予定です。
重複の削減と全般的開示の簡素化(ESRS 2とトピック別の詳細要件)	ESRS 2及びトピック別ESRSの構造は、以下を達成するために簡素化されました： <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 方針、行動、指標、目標(PAMT)に関する横断的な最低限の開示要件(DR)を、より原則主義のアプローチへと再構成し、「全般的開示要件(GDR)」と改名されました。これらのDRはESRS 2で大幅に簡素化され、トピック別ESRSでは方針、行動、目標に関する事項は大幅に削減されました。トピック別ESRSでは、限定的に必要な詳細要件を除き、改訂版では主にESRS 2 GDRを参照しています。</li> <li>▪ 他の一般的な開示要件(例：SBM-3及びIRO-1)も同様に簡素化されました。</li> </ul>
トピックとサブトピック	類似した概念を指すのに(現行のESRSセット1のように)項目、トピック、サブトピック、サブサブトピックといった異なる用語を使用することを避けるため、次のような変更が行われました： <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サブサブトピックは、トピックを例示するリストの簡素化の一環として削除されました(セクション2.3.2を参照)。</li> <li>▪ 「項目(matter)」という用語は「トピック(topic)」(新たな定義語として太字表記)に置き換えられました。ここでの「トピック」は、文脈に応じてトピック又はサブトピックのいずれかを指します。</li> <li>▪ 改訂版では、インパクト、リスク及び機会(IRO)のみが「重要」と見なされており、トピック及びサブトピックは、重要なIROに関連する場合に「マテリアリティ評価の結果として報告されるべき」とされています。</li> </ul>

## 弊社のコメント

### 読みやすさの向上

改訂版ESRSセット1の構造と分量の削減により、基準はより理解しやすくなると考えられます。改訂版ESRSは、全般的ESRSとトピック別ESRSの間での重複を避け、より相互連携が強化されています。

### 定性的開示への詳細度の緩和

「shall(開示必須)」のデータポイントの全体的な削減は、方針、行動及び目標に対して従前として比較して詳細度を緩和した、より原則主義のアプローチとなります。これは、ESRSセット1における詳細度が細かいアプローチが不必要な報告負荷を生み、結果としてより一般的で形式的な開示につながっていたというステークホルダーからの意見を踏まえたものです。

### 全般的な方針として、新たな必須データポイントは導入しない

この原則はEFRAGによって非常に厳格に適用され、結論の背景において説明されており、限定的な例外のみが認められました。合計で6つの必須データポイントが追加されました（そのうち3つはESRSセット1では任意でした）。これには、E4における生物多様性及び生態系の移行計画が含まれています（詳細は関連セクションをご参照ください）。

### 用語集

基準の附属書には、改訂されたESRS全体で使用される用語に関する重要な情報が含まれており、太字のイタリック体で示されています。いくつかの新しく定義された用語が追加され、一部の定義が修正されています。基準を適用する際には、これらの定義を慎重に検討することが重要です。

### ESRSナレッジハブ

EFRAGは、ESRSのナビゲーションを支援するために、ESRSに関連する全ての重要な資料を含むインタラクティブなオンラインプラットフォームを立ち上げました。これにより、基準及び関連ガイダンスの使いやすさがさらに向上します。

## 1.2. サステナビリティ報告書の読みやすさ向上

改訂されたESRSは、サステナビリティ報告書の読みやすさを向上させるために情報の表示の柔軟性を高めることを提案しています

エグゼクティブサマリー	<p>重要なインパクト、リスク及び機会（IRO）とその管理に関する主要なメッセージを伝えるために、エグゼクティブサマリーを含めるオプション</p> <p>当該エグゼクティブサマリーは、ESRSに基づくサステナビリティ報告書の不可欠な部分であり、その内容と開示は情報の質的特性を満たす必要があります。参照による組み込みの条件が満たされている場合、サステナビリティ報告書の外に配置することも可能です。</p>
付録	<p>以下の内容を提示するために付録を使用するオプション：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>より詳細な情報</li><li>タクソミー規則第8条関連の内容</li><li>重要でない事項に関する補足情報</li></ul>
補足情報	<p>重要でない補足情報を含めることは、以下の場合に認められます：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定のユーザーのデータ要求を満たすために必要である</li><li>DMA から生じたものでないことが明確に開示されている</li><li>表現しようとする側面を忠実に表現している</li><li>情報の表示が重要な情報を不明瞭にしない</li></ul>

<p><b>関連情報</b></p>	<p>情報の断片化や重複を避けるために、<b>情報のつながりの必要性</b>がさらに強調されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>サステナビリティ報告書内のつながり</b>: 全般的開示(ガバナンス、戦略、方針・行動・指標・目標(PAMT))と関連するトピックやインパクト、リスク及び機会(IRO)に関する開示とのつながりに特に重点が置かれています。</li> <li>▪ <b>財務諸表とのつながり</b>: 必須のクロスリファレンスは維持されており、財務諸表に示されている金額との直接的なつながりと、それら金額の集計や一部としての間接的なつながりの両方が対象となります。また、仮定に重要な差異がある場合には、その理由を説明する必要があります。</li> <li>▪ <b>参照によって組み込まれた情報</b>(現在は情報のつながりのセクションで扱われています): 参照によって組み込まれた情報のみが同じレベルの第三者保証を受ける必要があることを明確化されています。つまり、その情報を含む文書全体が同じ保証対象となるわけではありません。</li> </ul>
<p><b>集約と分解</b></p>	<p><b>情報の集約単位と分解単位により大きな重点が置かれています。</b>これらは、重要な情報を不明瞭にしてはならず、以下を反映する必要があります:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 重要な IRO の大きな差異が発生する場所(例:<b>トピック</b>、<b>セクター</b>、<b>子会社</b>、<b>地理</b>、<b>資産</b>)</li> <li>▪ トピック、IRO の性質や管理方法などの要因を反映した IRO のグループ、個々の IRO といった、利用者にとって最も関連性の高い情報を提供する単位</li> <li>▪ 共通の特性を持つ IRO</li> </ul> <p><b>地理的分解</b>: 新たに定義された用語である「地理」は、国、地域、郡、水系、生態系、又は拠点を含みますが、個別の拠点に関する開示が必須ではないことを明確にしています。E4 の生物多様性及び生態系を除き、トピック別 ESRS において関連する地理に関する特定の分解要件は維持されませんでした。ただし、E2-E4 の目的セクションでは、情報の集約又は分解を評価するために地理が特に重要であることが強調されています。</p>
<p><b>全般的開示(ESRS 2)に関する報告の柔軟性</b></p>	<p>ESRS 2は、重複を避け、全般的な開示の関連性を高めるため、いくつかの柔軟性を強調しています:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>重要な IRO と戦略及びビジネスモデルの相互作用(SBM-3)については、戦略レベルで焦点を再設定</b>: 不要な詳細度は、重要な IRO の説明を IRO-2(DR のリストを含む)へ移動させることで抑制されています。重複を避けるために参照方式を考慮することができます。</li> <li>▪ 重要な IRO 及び関連トピックの簡潔でつながりのある説明(IRO-2):</li> <li>▪ 表形式での開示するオプション(方針、行動、目標がない IRO にチェックマークを付ける)</li> <li>▪ PAMT と並行して提示するオプション</li> <li>▪ PAMT 開示の関連性と簡潔さに対する焦点の強化:</li> <li>▪ インパクトの深广度、リスク及び機会の規模、戦略及びビジネスモデルに対する重大性に基づく<b>相応の詳細レベル</b></li> <li>▪ <b>ボイラープレート的な内容</b>や過剰な詳細な記載により、重要な情報が不明瞭になることを避ける(例: 合理的に知識のある利用者に知られている一般的な慣行)</li> </ul>

- 戦略及びビジネスモデルに沿った企業の管理アプローチに従って表示するオプション: 同じ PAMT が複数の IRO に適用される場合、それらが管理されているレベルに合わせて 1 回だけ開示することが可能です。その場合に、明確な適用範囲を示すこと、必要に応じて報告書内で関連箇所へのクロスリファレンスを行うことが求められます。

## 弊法人のコメント

### サステナビリティ報告書の読みやすさと使いやすさの向上

今回の明確化は、作成者が自社の状況を反映した形でサステナビリティ報告書を構成し、内容の重複を避けることを促すうえで有益です。一部の作成者は、初年度の報告においてすでにこうした柔軟性を活用していた可能性があります。多くの場合、基準の開示順序を索引として踏襲しており、網羅性は確保できる一方で、内容の重複や、サステナビリティ報告が単なるコンプライアンス上の作業であるとの印象につながることもあります。

### 企業報告とのつながり

主要なサステナビリティ・メッセージに焦点を当てたエグゼクティブサマリーを作成することで、企業報告書の他の部分との連携がより強化され、投資家やその他の利用者とのコミュニケーションにも役立つ可能性があります。

### 集約及び分解に関するガイダンス

改訂されたガイダンスは、特に地理、セクター、又はビジネスユニット間で大きな差異が存在する場合に、重要なIROのより意味のある忠実な表現をサポートします。重要な情報を不明瞭にしない集約及び分解への言及と「共通の特性」の概念は、IFRS S1号のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要件の原則と一致しています。改訂された要件は、情報の喪失のリスクがあると考え一部のステークホルダーと、この側面に過剰に焦点を当てていると考え一部の作成者との対立する見解に対処するための妥協を反映しています。この分野での実務がどのように進化するかをモニタリングすることは、適切なバランスが達成されたかどうかを評価するために重要です。

### 2025年の報告に対する影響

当社の見解では、サステナビリティ報告書の読みやすさを向上させるためにテクニカルアドバイスを導入された柔軟性は、ESRSセット1の下で現在規定されている特定の分解レベルに矛盾しない限り、一般的に2025年の報告に適用される可能性があります。

## 2 全般原則の改訂 - ESRS 1

### 2.1. サステナビリティ報告の目的

改訂版ESRSは、サステナビリティ報告書の目的を明確にするための修正を導入しています:

#### 適正な表示:

サステナビリティ報告書全体の目的は、企業のサステナビリティに関連する重要なインパクト、リスク及び機会(IRO)を適正に表示し、企業がそれらをどのように管理しているかを示すことです(セクション2.2を参照)。

#### 一般目的サステナビリティ報告書の利用者:

報告された情報は、一般目的サステナビリティ報告書の利用者にとって、意思決定に役立つものでなければなりません。これらは「一般的な主題に関する合理的な知識を持つ利用者グループ」に向けた報告となります(セクション2.3.1を参照)。政府、アナリスト、学術関係者は、(間接的な受益者とみなされ)利用者の例示リストから削除されました。

#### 報告領域の明確なリスト:

重要なIROに関する情報は、それに関連するトピックの下に整理されて開示されなければなりません。情報は、(i)ガバナンス(ii)戦略(財務的影響を含む)(iii)方針と行動を通じたインパクト、リスク及び機会の管理(iv)指標と目標の報告領域をカバーする必要があります:

#### ESRS は行動を義務付けるものではない:

この明確化は、サステナビリティ情報の報告及び EU 法で定められたその他の義務に特に関連する行動には適用されません。

#### 弊法人のコメント

##### 報告領域のリスト

ESRS 1 の目的のセクションに示されている報告領域の一覧は、IRO が重要である場合に求められる情報の全体像と、それらの情報を関連するトピックごとにどのように整理すべきかを明確にしています。これにより、他の基準はこの明確な構造を参照することで、同じ説明を繰り返す必要がなくなり、より簡潔になります。この明確化は、情報を「トピック別」に整理すべきか、「IRO 別」に整理すべきか判断に迷うことがある企業にとって有用となる可能性があります。

## 2.2. 適正な表示

ISSB 基準及び他の報告フレームワークと整合する形で、ESRS 1 は**適正な表示**という包括的な原則を定めています。

適正な表示は、企業の重要な IRO に係る**関連性のある情報**とその**忠実な表現**による開示を要求します。

忠実な表現は、以下の情報を開示することによって達成されます：

- 重要な IRO の**完全で中立的かつ正確な描写**
- **比較可能で検証可能、理解可能**な情報
- ESRS の適用で不十分な場合、**企業固有の情報**

報告された情報の**全体像**を考慮する必要があります。当該概念により、企業固有の情報を追加したり、情報が重要でない場合には ESRS で要求されるデータポイントを除外したりすることができます。情報の重要性のフィルター(2.3.1 節参照)および必要に応じて企業固有の開示を組み込むことを含む、**ESRS の適用によって適正な表示が達成されたものと推定されます。**

セクション 2.6 で説明されているような**軽減措置**を利用することは、当該影響に関する説明が提供されている限り、適正な表示を損なうことはありません。

適正な表示の原則に関連して、ESRS 2(BP-1)では、企業固有の開示を含む ESRS への**準拠性の明示的な記述**が求められています。

#### 弊法人のコメント

##### 明示的な目的としての適正な表示

当該目的は、報告された情報全体の状況を踏まえ、重要性の原則の有効性を強化し、コンプライアンス型の報告でしばしば見られる不必要に細分化された報告を回避することにあります。既に各開示レベルで要求されている忠実な表現の特性と比較して、これはサステナビリティ報告書全体のレベルで評価されるべきより包括的な概念と見なされています。

##### 適正な表示の影響

公開草案で導入された適正な表示の原則は、賛否が分かれるフィードバックを受けました。主な理由は、サステナビリティ報告がまだ成熟しておらず、「適正な表示」を評価する際に考慮すべき利用者の視点の範囲を定義することが難しいためです。EFRAGは、適正な表示に「報告された情報の全体像を考慮すること」が含まれることを明確にし、利用者のリストを「報告の一般的な主題に関する合理的な知識を持つ利用者グループ」に焦点を絞る形で再構成しました。これにより、適正な表示を評価する際に、全ての利用者の情報ニーズを

考慮する必要はないことが明確になります。しかし、関連する利用者グループの範囲を決定することは依然として重要な判断となるでしょう(セクション2.3.1も参照)。

#### IFRS S1号との相互運用性

IFRS S1号と同様に、適正な表示とは、情報が重要でない場合にはデータポイントが必要ないことを意味し、追加の企業固有の情報が必要となる場合があることを示しています。ESRS 1は、「企業固有の開示」という概念がIFRS S1号で使用される「追加情報」と同じ目的を果たすことを明確にしています。これにより、相互運用性が強化されると同時に、企業が基準の開示項目だけでは企業固有の状況を十分に反映できない場合には、追加開示が必要となるという期待が示されています。

## 2.3. サステナビリティ報告の基礎としてのダブルマテリアリティ

ダブルマテリアリティ評価(DMA)は、ESRSに基づくサステナビリティ報告書の作成において中心的な役割を果たしており、「情報の重要性」に関する考慮事項は、サステナビリティ報告書の構成(セクション 1.2)や適正な表示(セクション 2.2)に関連しています。

「サステナビリティ報告の基礎としてのダブルマテリアリティ」に関する章は、読みやすさと理解しやすさを高めるために3つのセクションに再構成されました。

- 最初のセクション「報告される情報の評価」では、**情報の重要性、報告される情報を決定するためのステップ**(重要なIROに関連するトピック及びこれらのトピックに関する報告情報)、**重要性を評価するための基準、ダブルマテリアリティ評価の周期性**について扱っています。
- 第二のセクションは**インパクトマテリアリティと財務マテリアリティのダブルマテリアリティ評価**に焦点を当てています。
- 第三のセクションでは、**集約及び分解のレベル**を含む「**特定の状況**」について取り扱っています。

### 2.3.1. 情報の重要性

情報の重要性の概念が明確化され、情報を含めるかどうかを判断するための一般的フィルターとして、より重要な位置付けとなりました。当該フィルターの対象には、ESRS 2「全般的開示要件」が含まれます(ただし、ESRS 2の開示は結果的に重要な情報となる可能性が高い点は強調されています)。

**情報の重要性の定義は、意思決定の有用性に基いており、「その他の利用者」も含まれます。**情報は、以下の情報を省略、誤表記、又は不明瞭にすることが以下の意思決定に合理的に影響を与えると予想される場合に重要とされます:

- **一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表やサステナビリティ報告書に基づいて行う決定、特に企業に資源を提供することに関連する意思決定;**又は
- **サステナビリティ報告書に基づいて行う、企業の重要なIRO及びその管理方法に関する一般目的サステナビリティ報告書のその他の利用者による、情報に基づいた評価を含む意思決定**(セクション 2.1を参照)

**報告される情報を決定するプロセスは2段階です:**

- **重要なIROに基づいて報告すべき重要なトピックの特定**
- **それぞれのトピックに関する報告すべき情報の決定**

**特定のトピックに関する報告は、1つ以上の重要なIROに関連する場合にのみ必要です。**重要なIROがサブトピックに関するものである場合、そのサブトピックに関する重要な情報のみを報告する必要があります。結論の背景に付属する付録9では、ESRS 1の付録Aにリストされたサブトピックがトピック別基準のDRIにどのように関連しているかが概説されています(ID 177に基づく)。

**重要でない場合には、ESRSによって規定された情報は要求されません。**

## 弊法人のコメント

### 情報に基づく評価を含む意思決定

一般目的財務報告書の主要な利用者以外の利用者に対する情報の重要性のフィルターは、改訂版では、意思決定の有用性を基礎として、「情報に基づく評価」を含んでいます。この新しい用語は、重要性を評価する際に考慮すべき情報の種類についてより明確さを提供することを目的としています。しかし、投資家の決定が通常、売買取引などの法的行為を伴うのに対し、これらの利用者のはより広い視点を含む可能性があり、解釈することが困難な可能性があります。「適正な表示」に関連して重要となる利用者グループのバウンダリーを特定すること(セクション2.2を参照)に加えて、情報の重要性の評価のために、これらの利用者がどのようなニーズを持つのかを判断することも、重要な判断領域となります。

### グループ単位と個社単位のIROの間の重要性の違い

EFRAGは、企業がグループ単位のIROと相違する全ての子会社単位のIROを開示することを求めているのではなく、グループ単位のIROの集約等において、当該差異を明示的にすることが期待されていると明確にしました。これにより、過剰報告の可能性が減少し、重要性の原則のより焦点を絞った対応の負担による適用を支援することとなります。

### 改訂版ESRSにおけるトピックとDRのマッピング

ESRS 1の付録9におけるこのマッピング(ただし、暫定的なものである)は、改訂された基準の構造を理解しようとする作成者にとって有用な参照資料となります。しかし、重要性は依然として企業の特定の状況を背景に評価されなければなりません。

## 2.3.2. ダブルマテリアリティ評価 (DMA)

DMAの主要な要素は変更されていないものの、EFRAGはDMAプロセスに関連するセクションを簡素化し、認識される過度の複雑性(チェックリストアプローチ、詳細なスコアリング等)を減少させ、DMAの結果により焦点を当てるようにしました。

### トップダウンアプローチ:

戦略やビジネスモデルの分析に基づき、適用されるセクター、地理、バリューチェーンの特徴を考慮して、トピック又はサブトピックに関するIROの(非)重要性について、追加の評価を行わずに結論を導くことができます。重要性の結論づけはトピックレベルで行うことができます。前途のステップにおいて重要性の結論が明白でない場合は、IROの具体的な評価が必要となります。IROの単位で実施されるボトムアップ評価や、両方のアプローチの組み合わせも可能です。

### 過大なコストや労力:

評価は「報告日現在、企業が過大なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づき、行う必要があります(セクション2.5を参照)。これは、例えば以下のことを意味します:

- 定量的情報や定量的スコアリングの使用は全てのケースで必要ではありません。定性的分析がIROの重要性を結論づけるのに十分な場合があります。
- IROを特定するための情報の徹底的な検索は必要ありません。
- 追加の評価が必要な場合を除き、各重要性の特性についての個別の分析は必要ありません。
- 追加の評価が必要となる場合(例:IROが時間とともに進化するが予想される場合)を除き、各IROの全ての時間軸を分析する必要はありません。
- 次のような一般的な内部及び外部の情報源が考慮される場合があります:企業のサステナビリティ・デューデリジェンス及び一般的なリスク管理プロセス、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメント、同業者の経験、報告書や統計、科学データ及び専門家の助言

### 焦点を絞ったアプローチ:

企業は、自社操業及びバリューチェーン全体にわたって全ての起こり得るIROを評価する必要はありません。戦略、ビジネスモデル、地理、セクター、ビジネス関係、活動及びその他の要因に基づいて、重要なIROが発生する可能性が高い領域に焦点を当てることが期待されています。

#### 地理的情報の強調:

重要なIROを引き起こす可能性がある特定された地理については、IROの重要性を評価するために特定の背景情報を考慮する必要があります。「地理」の新たな定義と一致して(セクション1.2を参照)、地理的な背景情報は、評価の関連性に応じて、国、地域、郡、水系、生態系、又は拠点などの異なる単位で分析できます。

- **環境トピック**に関しては、負のインパクトの存在に影響を与える要因には、地域の大气、水、土壌の質、水リスク地域における水の利用可能性、生物多様性にとって重要な地域における絶滅危惧種や生態系の存在などが含まれます。
- **社会的トピック**に関して、負のインパクトの存在に影響を与える要因には、紛争の影響を受けた高リスク地域や、先住民や移民労働者などの脆弱な人々の存在が含まれます。

バリューチェーンのマテリアリティ評価は、バリューチェーンの関係者からの直接的に情報を入手するのではなく、代わりに地域の平均データ、セクターのデータ、又はIROの存在に関する一般に入手可能な情報を使用して実施することができます。

**トピックの例示リスト:** ESRS 1の付録A(現在のAR16リスト)にあるトピックのリストは、拘束力のないガイダンスとなりました。当該リストは、必須のチェックリストではなく、DMAへの入力の一つとして提示されています。また、トピックとサブトピックに簡素化されました。サブサブトピックは、既存のサブトピックの下に括弧内で集約されるか、サブトピックレベルに引き上げられるか、削除されています。

#### 弊法人のコメント

##### トップダウンアプローチ

トップダウンアプローチは、作成者によって効果的な簡素化として歓迎されました。基準は、トップダウンアプローチの結論を支持するために期待される証拠を特定していませんが、結論の背景では、報告された情報が検証可能である必要があること(情報の質的特性)が強調されています。そのため、結論は合理的な証拠によって裏付けられ、関連する判断も含めて適切に文書化されているべきです。

##### 2025年の報告に対する影響

私たちの見解では、トップダウン・アプローチに基づいて明白なIROを特定できるといった、いくつかの簡素化措置は、ESRS セット1におけるDMAの原則と整合しており、2025年度(FY2025)から適用を検討することが可能です。

#### 2.3.3. DMAの周期性

新たな段落が追加され、完全なDMAは、重要な変更が発生しない限り、毎年必要ではないことが明確にされています。各報告日には、前の期間に実施されたマテリアリティ評価の結論に影響を与える可能性のある重要な変更が発生したかどうかを企業が考慮する必要があります。そのような変更が特定された場合、評価は見直され、更新されなければなりません。重要な変更は、企業の個別の状況、例えば活動、構造、ビジネス関係、IROの理解や評価方法、又は外部環境の変化に関連する場合があります。

#### 2.3.4. インパクトの重要性: 予防、緩和及び是正のための行動

インパクトの重要性の評価において、予防、緩和及び是正のための方針や行動を考慮する方法を決定するための新しい原則主義アプローチが導入されました。これは、インパクトを適正に表示し、それらがどのように管理されているかを利用者の意思決定ニーズに応じて開示することを目的としています。

当該アプローチは実施済みで効果的な予防および緩和の方針・行動をインパクトのマテリアリティ評価に反映することを全般的には認めています。しかし同時に、インパクトそのものやそ

の管理方法に関する情報は、管理や規制がどれだけ効果的であるかにかかわらず、利用者にとって意思決定上有用となり得ることを明示しています。そのため、この視点を考慮し、場合によっては管理のための行動の効果を考慮前でマテリアリティ評価する必要が生じる可能性があります(グロス・アプローチ)。

項目	説明
実際の負のインパクト	報告年度中に「実際に発生した」ものとして評価されます： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前期に発生し、当期に引き続き存在するインパクトを含む</li> <li>■ 前期にどのようにインパクトが緩和されたかを考慮し、当期の深刻度が評価</li> <li>■ 報告年度中のインパクトの是正は考慮されない</li> </ul>
潜在的な負のインパクト	実施済みの予防及び緩和方針と行動を考慮して評価されます： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該方針と行動が、深刻度や発生可能性を効果的に減少させると合理的に仮定できる場合に限る</li> <li>■ 実施されていない行動や方針は考慮されない</li> <li>■ 将来的な行動に依存して効果を発揮する方針は、深刻度や発生可能性の低減に寄与するとみなされず、考慮されない</li> </ul>
利用者にとって本質的に意思決定に役立つ影響	利用者の情報ニーズを満たすためにマテリアリティ評価を調整します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インパクトに関する情報と、企業が方針や行動を通じてそれらを管理する方法が、インパクトがどれほど効果的に管理又は規制されているかに関係なく、利用者にとって意思決定に役立つ場合、マテリアリティ評価において当該ニーズを考慮しなければならない</li> </ul>
正のインパクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 正のインパクトは独自に評価され、負のインパクトと相殺されてはいけない</li> <li>■ 企業が関与している負のインパクトに対する予防、緩和及び是正の行動の結果や、法律及び規制の遵守は正のインパクトとは見なされない</li> <li>■ ただし、企業がそれらのインパクトに関与していない場合、他の当事者の負のインパクトを緩和または是正するビジネス活動、製品、又はサービスから正のインパクトが生じる可能性がある</li> </ul>

### 弊法人のコメント

#### 過少報告と過剰報告のバランス。

予防、緩和及び是正のための行動に関して導入された新しい要件は、解釈の乖離を避けることを目的としています。公開草案で導入された詳細な例は過度に複雑と見なされ削除されましたが、主要な原則は広く支持され、より原則主義のアプローチとして維持されています。

結論の背景において、EFRAGは、インパクトとそれらがどのように管理されているかの両方が適正に表示されるバランスの取れたアプローチを達成する意図を明確にしています。この目的は、ネットアプローチ(すなわち、行動や方針の考慮後)に関連する過少報告のリスクと、グロスアプローチ(すなわち、行動や方針の考慮前)に関連する過剰報告のリスクを回避するバランスの取れたアプローチを実現することでした。

#### 方針と行動の効果

インパクトの深刻度と発生可能性を重要性の閾値を下回るレベルまで低減する方針と行動については、その効果を文書化する際に、証拠に基づく評価が必要となります。「方針と行動が効果的に深刻度や発生可能性を減少させると合理的に仮定できるか」を評価することは同様に判断を伴う場合があります。したがって、透明性は重要であり、ESRS 2 IRO-1で

強調されているように、予防、緩和及び是正のための行動がDMAでどのように考慮されるかを明示的に言及しています。

#### 固有のインパクト

利用者の情報ニーズを考慮する必要があるという要件は、企業がこれらの負のインパクトが効果的に緩和されていると評価しても、特定のトピックに関して重要なインパクト及び関連する方針や行動について報告しなければならないことを意味します。

EFRAGが実施したフィールドテストでは、実施された方針や行動の効果に関係なく、特定のセクターにおいて利用者にとって重要なIROや関連トピックが存在する傾向があることが明らかになりました(EFRAGが「固有のインパクト」と呼ぶもの)。結論の背景に提供された例には、気候緩和(インパクトを減少させるには数年にわたる取引に係る行動や方針が必要)や安全衛生(対応するインパクトは完全には排除できない)など、厳しいインパクトが存在するセクターにおけるものが含まれています。また、参考となり得る情報源として、同業者の実務、経営、管理、監督機関や主要なステークホルダーにとって戦略的重要性を持つ項目が挙げられています。この概念は情報の重要性に関する一般的なフィルターを基礎としており、そのため原則主義ベースのレベルに留まり、企業の固有の状況を反映する柔軟性を認めています。

#### バラツキが生じる領域

今回の改訂は、実務上頻繁に生じていた質問に対応するものであり、これまでは実務でばらつきが発生していました。しかし、原則主義のアプローチであるため、方針や行動の有効性の評価や、利用者のニーズによりグロス・アプローチ(方針・行動を考慮しない評価)が求められるトピックについては、今後も解釈上の課題や実務のばらつきが生じる可能性があります。当該領域では、開示の透明性および実務がどのように進化していくかのモニタリングが極めて重要となります。

## 2.4. 報告バウンダリー

EFRAGは、報告バウンダリーに関して以下の明確化及び主要な変更を提案しています。

### 財務諸表と整合した報告のバウンダリーの明確化:

ESRS 1 では、サステナビリティ報告書は財務諸表と同じ報告主体を対象としなければならないことを確認しています。また、「EU内外に所在する親会社およびその子会社の資産・負債、収益・費用」は、特定の状況(例:リース資産)を除き、通常はグループの自社操業の一部とみなされることも明確化されています。連結財務諸表から除外されている財務的に重要性の低い子会社は、グループに重大なインパクトを及ぼさない限り、サステナビリティ報告書の範囲からも除外することができます。

### 環境に関わる指標:

環境系ESRSにおいても同様の報告バウンダリーが適用されますが、GHG排出量の報告について重要な変更があります。これまでESRS セット1 では(連結財務諸表の範囲に加えて)経営支配アプローチに基づく追加方式が求められていましたが、これが連結財務諸表を主たる基礎とするアプローチに置き換えられました。また、ESRS 1 で定義された報告バウンダリーが、GHG プロトコルなど他の枠組みに優先することも明確化されています(詳細は4.5節参照)。

### リース資産:

リース資産に関連するIROが資産の使用から生じる場合もあれば、所有権から生じる場合もあるという事実に対処するために新しい規定が導入されました。

- 借主は、リース期間中にリース資産の使用から生じるインパクト(例:リース工場での汚染、エネルギー、水など)を自社操業の一部として報告する必要があります。
- 貸主は、リース資産の使用に関連するインパクトを自社の下流バリューチェーンの一部として報告する必要があります。
- リース資産に関連する他のIROが貸主又は借主に帰属するかどうかは、リース契約の規定によります。

### 長期的な従業員給付制度が保有する資産:

企業の長期的な従業員給付制度が保有する資産から生じるIROは、バリューチェーンにおけるビジネス関係を通じて企業と関連していることが明確にされています。

**関連会社、ジョイント・ベンチャー及びその他の投資:** ESRS 1は、これらの持分がバリューチェーンにおけるビジネス関係として扱われることを明示的に述べています。関連会社やジョイント・ベンチャーがサプライヤー又は顧客でもある場合、両方の関係を考慮する必要があります。

**新たな軽減措置:** 取得及び処分に関する軽減措置が追加され、特定の指標に対する軽減措置も設けられています(セクション2.6を参照)。

**透明性:** ESRS 2に従い、企業の自社操業の報告バウンダリーが連結財務諸表のバウンダリーと異なる場合、企業はその違いと関連する理由を説明しなければなりません(セクション3.2を参照)。

### 弊法人のコメント

#### リース資産・長期的な従業員給付制度と環境系ESRSに関する規定

ESRS 1は、これらの規定がE1気候変動におけるGHG排出に関する規定を含むトピック別基準よりも優先されることを明示的にしています。したがって、企業はE1の改訂された報告アプローチに基づいてGHG排出を報告する際に、これらの考慮事項を念頭に置く必要があります(セクション4.5を参照)。

#### 金融サービスにおけるバリューチェーンの定義

自社操業およびバリューチェーンの定義は、金融機関(資産運用、商業銀行、保険)にとって重大な実務上の課題と認識されています。これは、顧客との関係(すなわち下流バリューチェーン)が、金融機関のIROの決定において極めて重要であるためです。投資やリース資産に関して導入された明確化では、一部の資産は貸借対照表に計上されているにもかかわらず、下流バリューチェーン上の関係を生み出すことが確認されたものの、ESRS 1の改訂では、金融サービス向けのバリューチェーンの定義は取り扱われていません。金融サービス業界からの明確な要望にもかかわらず、保険に係る排出量や顧客のために運用される資産など、特定の下流バリューチェーン関係の報告については、いかなる免除も認められませんでした(4.6.2.節参照)。

#### 投資企業

投資企業はESRSのバウンダリーに関連する課題として認識されていましたが、結論の背景では、これらはCSRDの改訂において「金融持株会社\*」に対する免除の可能性を通じて、直接対処される予定であることが示されています。

\*指令2013/34/EU第2条(15)において「金融持株会社」とは、他の企業の持分を取得し、その持分を管理して利益を上げることを唯一の目的とし、これらの企業の管理に直接的又は間接的に関与せず、株主としての権利を損なうことなく行う企業を指します。

## 2.5. 過大なコスト又は労力

ESRS 1は、全般的な軽減措置として、「過大なコストや労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」の使用を許可するプロポーシヨナリティのメカニズムを導入しています。

この概念は以下の規程で導入されました:

- 重要なIROの識別
- バリューチェーンの範囲の決定
- バリューチェーン情報を含むための情報の拡張
- 指標に関する情報の準備
- 現在及び予想される財務的影響の報告

**企業固有の評価:** 報告日現在における過大なコストや労力の定義は、企業の特定の状況(規模、リソース、技術的準備、情報にアクセスし共有するためのツールの可用性)や外部環境の全般的な条件に依存します。情報の徹底的な検索を必要とせず、企業にとってのコストと労力と、ユーザーにとっての結果として得られる情報の便益とのバランスを考慮することが求められます。

**過大なコストや労力をかけずに入手可能と見なされる情報:** これには、内部リソースから得られる情報(リスク管理プロセス、財務諸表の作成に使用される情報、ビジネスモデルの運営、戦略の設定、サステナビリティ・デュー・デリジェンス・プロセスの実施、IROの管理など)や、外部情報源(セクター、同業者の経験、科学研究など)が含まれます。

**期待される改善:** 過大なコストや労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報は、各報告期間ごとに再評価されることとなります。これは、企業のデータ改善の取り組みや外部情報の利用可能性の向上の結果として、時間とともに改善されることが期待されています。

過大なコストや労力の判断は企業固有の状況に依存します。これは、企業にとってのコスト・労力と、利用者にとっての得られる情報の便益をバランスよく考慮する必要があります。

### 弊法人のコメント

#### 過大なコストや労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報の明確化

EFRAGは、この新たなプロポーシヨナリティのメカニズムの使用に関する歯止めと透明性の必要性を示唆するフィードバックを検討しました。その中で、ISSB 基準および関連する教育資料に含まれる概念を踏まえた詳細なガイダンスから示唆を得ています。これには、過大なコストや労力をかけずに入手可能と見なされる内部及び外部情報のリストが含まれています。結論の背景では、自社の業務に関する情報は一般的に過大なコストや労力をかけずに入手可能であるべきであり、当該軽減措置は他の欧州規則に基づいて生成された情報には適用されないとされています。

#### 段階的条項なし

ISSB基準に時間制限が含まれていないこと、及びこのプロポーシヨナリティのメカニズムが簡素化の目的に大きく貢献すると考えられているため、時間制限は追加されていません。代わりに、再評価の必要性が強調されており、企業のデータ改善の取り組みや外部情報の可用性の向上の結果として、情報の可用性が時間とともに改善されることが明確に期待されています。

#### 過大なコストや労力及びその他スコープの一部のみを対象とする軽減措置

「過大なコストや労力」のプロポーシヨナリティのメカニズムは、企業がESRSによって要求される重要な情報を提供するために必要なデータ収集及び見積プロセスにかかる労力のレベルを調整するのに役立ちます。しかし、開示要件からの完全な免除は提供しません。スコープの一部のみを対象の免除は、さらなる軽減措置において提供されています(セクション2.6を参照)。

#### 軽減措置と相互運用性

ESRS 1は、IFRS S1号及びIFRS S2号 気候関連開示と同じ「過大なコストや労力」の概念を参照していますが、この概念が適用される範囲の違いにより、完全な整合性は達成されていません。特に、ESRS 1は、全てのバリューチェーン情報及び全ての指標の準備に適用することで、軽減措置をより広範に拡張しています。他の軽減措置も相互運用性に影響を与える可能性があります(セクション2.6を参照)。

## 2.6. その他の軽減措置

ESRS 1は、報告負担を軽減し、柔軟性を高めるために、さまざまな要件に適用されるいくつかの他の横断的な軽減措置を提案しています。

**バリューチェーンデータ収集の柔軟性:** 「過大なコストや労力」の救済に加えて、バリューチェーンからのデータ収集は、重要なIROの特定や指標の報告のために、一次データ収集を二次的及び間接的なデータ収集と同等に扱うことで、より柔軟に行えるようになっています。また、

企業は関連するEU法及び規制によって設定された制限を超える情報をバリューチェーンから収集することは期待されていないことが明示されています。

**信頼できるデータ不足によりスコープの一部のみを対象とする指標:** E1-8 GHG排出量を除き、企業は「過度なコストまたは労力」をかけずに信頼できるデータを提供できる範囲で、スコープの一部のみを対象とする指標を報告することが認められています。

- 当該軽減措置は、自社操業及びバリューチェーンの指標の両方に適用されます。
- 除外される範囲は、企業の自社操業又はバリューチェーンの「客観的に定義された部分」である必要があります。
- 当該軽減措置は、「過大なコストや労力」に関する他の軽減規定の適用可能性を妨げません。
- 企業は当該軽減措置を適用した場合、その旨を開示する必要があります(ESRS 2 BP-1)。将来の報告のカバー範囲と品質を向上させるために取られる行動や、前回の報告期間と比較した進捗についても開示が求められます。
- E1-8 GHG 排出量(当該軽減措置から除外)について、ESRS 1 は、ESRS 1 で設定された GHG 排出量のバウンダリー内で、GHG プロトコルにおけるスコープ 3 GHG 排出量の計算に関する規定を考慮できることを明確にしています(AR42)。

**IROの重要な要因でない活動の除外:** 指標の計算からは、性質上、指標によって表されるIROの重要な要因でない活動を除外することができます。また、その除外が報告された情報の関連性や忠実な表現を損なうことがないと期待される場合に限りです。企業は当該軽減措置を採用した場合、その旨を開示する必要があります(ESRS 2 BP-1)。また、利用者が範囲の制限を理解できるように関連情報を含める必要があります。

**経営支配されていないジョイントオペレーションに関する環境指標の除外(気候変動を除く):** ESRS E2汚染、E3水、E4生物多様性及び生態系、E5資源利用及び循環経済の指標を計算する際に、経営支配されていないジョイントオペレーションを除外することが認められています。企業は、当該軽減措置を採用した場合に、その旨を開示する必要があります(ESRS 2 BP-1)。また、利用者が範囲の制限を理解できるように関連情報を含める必要があります。将来の報告における報告情報のカバレッジと質を向上させるために取られる行動や、前回の期間と比較した進捗についても開示が求められます。

**報告年度中の取得及び処分の除外に関する軽減措置:** 報告期間中に取得した子会社や事業の情報は、翌報告期間から含めるよう延期することができます。同様に、報告期間中に子会社や事業に対する支配を喪失した場合、マテリアリティ評価及び報告のバウンダリーは、当報告期間の期首に遡って調整することができます。この軽減措置を適用する場合、利用可能な情報を用いて、買収日から報告期間末まで(または報告期間開始から売却日まで)に取得(または売却)した子会社または事業に影響を及ぼした重要な事象を開示しなければなりません(これらの事象がグループの重要なIROに影響する場合)。企業は当該軽減措置を採用した場合にはその旨を開示する必要があります(ESRS 2 BP-1)。

**適用されるEU法及び規制に従った情報の省略に関する軽減規程:** 当該軽減規程は、機密性や商業的にセンシティブな情報に関する懸念に対処するために追加されました。EU法及び規制が特定の情報の開示を禁止するか、省略を許可する場合、その情報はESRSによって要求されません。企業は当該軽減措置を採用した場合、その旨を開示する必要があります(ESRS 2 BP-1)。また、開示されていない情報の種類と制限の出所を示す必要があります。

#### 弊法人のコメント

**スコープの一部のみを対象とする軽減措置:** これらの追加的な軽減措置は、企業が労力のレベルを調整できるようにするものの、免除は提供していない「過大なコストや労力」の軽減規程を超えるものとなります。当該規程は、コストや労力の負担を大幅に軽減することを目的としています。

- **透明性と市場の規律:** 軽減措置に期限を設定する可能性については詳細な議論が行われましたが、最終的には採用されませんでした。結論の背景に記載されているように、EFRAG は、軽減措置の使用に関する必要な透明性と、それに依存することを減らすために講じられた行動によって市場の規律が促進されることを期待しています。

時間が経つにつれて、指標のカバー範囲が増加し、軽減措置がもはや必要なくなることが期待されています。

- **GHG 排出量の報告**: 信頼できるデータが不足しているためのスコープの一部のみを対象とする軽減措置は、GHG 排出量には適用されません。EFRAG は、この重要なデータポイントに関する相互運用性の問題を避けたいと考えました。また、結論の根拠 (Basis for Conclusions) では、GHG 報告は十分に成熟していると判断されたことが明確化されています。すでに多くの企業が GHG プロトコルに基づいて情報を作成しており、同プロトコルは、データが利用できない場合のデータの入手可能性、品質、推計方法について柔軟性を認めています。この柔軟性への言及は ESRS 1 においても強調されており、GHG プロトコルの Scope 3 計算規程を参照できることが明示されています。ただし、報告バウンダリーは ESRS 1 によって定義されるという特別な指定があります。
- **IRO の重要な要因でない活動の除外**: 結論の背景では、当該軽減措置が、指標を計算する際に重要でない活動を除外することを不必要に正当化する必要性を避けるために導入されたことが示されています。作成者は、当該軽減措置が報告負担を効果的に軽減しつつ、指標の忠実な表現を提供できるかどうかを評価する必要があります。

#### バリューチェーンキャップ

CSRDは、CSRDの範囲に含まれないバリューチェーン企業から要求できる情報に制限を設けています。第1弾オムニバス簡素化法案は、範囲に含まれる企業の数減らし、EFRAGのVSME基準に基づく新たなキャップとしての任意の基準を導入することによって、バリューチェーンキャップの範囲を拡大します(2025年7月30日の委員会の勧告に基づいて採用)。この改訂されたバリューチェーンキャップは、二次データに基づく推定への依存を高める可能性があります。ESRS 1で導入された複数の軽減措置は、一次データへのアクセスが限られていることに対処することを目的としています。

#### 取得及び処分に関する軽減措置

当該軽減措置は報告プロセスを容易にしますが、取得又は処分された子会社や事業の可視性を制限する可能性があります。情報は、売却グループの報告書と取得グループの報告書の両方から除外される可能性があるためです。当該軽減措置を適用すると、財務諸表と比較して報告バウンダリーに差異が生じます。現在の報告期間中に発生した重要な事象についての開示が求められますが、企業は、報告された情報に対する軽減措置の影響と、それに伴う制限について十分な透明性が提供されているかどうかを評価する必要があります(ESRS 1 AR6)。

#### 適用されるEU法及び規制に基づく情報の省略に関する軽減措置

この全般的な軽減措置は、機密又は機微情報、知的財産、ノウハウ、又はイノベーションの結果に関する以前のESRSセット1の規定を置き換えます。第1弾オムニバス簡素化法案では、省略が許可される4つの例外的な状況が特定されており、保証及び透明性の要件が課されています:「商業上の不利益」、「営業秘密」、「機密情報」、「プライバシー及びセキュリティ」。

#### 軽減措置と相互運用性

新たな軽減措置は、IFRS S1号及びIFRS S2号には存在しないため、相互運用性に影響を与えます。ISSB基準に準拠することを意図している企業は、報告された情報に対するこれらの軽減措置の影響を評価する必要があります。

## 2.7. 移行規定

テクニカルアドバイスは、移行規定への改訂及び追加を提案し、これらが企業がCSRDに基づいてサステナビリティ報告書の作成及び公表の対象となる最初の会計年度から適用されることを明確にしています(国内法への移行の遅延に関係なく)。

移行規定には、新たな軽減措置の導入に伴い、バリューチェーン情報に関する段階的適用の規定はもはや含まれないこととなりました。

ESRS 1には「Wave 1」の企業に対する移行規定のみが含まれており、「Wave 1」以外の企業に対してどの段階的適用が適切であるかの決定は欧州委員会に委ねられています。

テクニカルアドバイスは、主に「クイックフィックス」の委任法に含まれる段階的適用の規定を反映しています。しかし、以下の点が追加されています：

- FY2029 までの予想される財務的影響及び化学懸念物質に関する定量情報のための 2 つの新たな段階的適用規定が追加されます。
- FY2026 における予想される財務的影響に関する情報の段階的適用に制限が導入されます (物理的及び移行リスクに関連する重要な資産の帳簿価額および割合がこの段階的適用からを除外される除く)。

テクニカルアドバイスで提案された改訂後の移行規定は、以下のように要約できます (FY2025 に対する「クイックフィックス」委任法の影響については、当社の出版物「[EY EU Sustainability Developments Issue 9](#)」をご参照ください)。

Wave 1 の企業が省略できる情報 (FY2026 以降)	タイムライン
<b>EFRAG のテクニカルアドバイスにより新たに導入</b>	
予想される財務的影響に関する定量情報 (物理的及び移行リスクに関連する重要な資産の帳簿価額および割合を除く) (セクション 4.8 を参照)	FY2026 To FY2029
化学懸念物質に関連する定量情報 (ESRS E2-5)*	
<b>「クイックフィックス」委任法 + EFRAG テクニカルアドバイス</b>	
予想される財務的影響に関するすべての情報 (物理的及び移行リスクに関連する重要な資産の帳簿価額および割合を除く) (セクション 4.8 を参照)	FY2026
<b>ESRS S1 データポイント*</b>	
企業の自社の従業員における非正規従業員の特徴	
集団交渉の範囲及び非 EEA 諸国における社会対話	
社会的保護	
障害のある従業員の割合	
研修及びスキル開発	
労働関連の健康問題の事案及び労働関連の健康問題や労働災害による欠勤日数	
非従業員に関する安全衛生	
ワークライフバランス指標	
<b>基準全体**</b>	
ESRS E4-全てのデータポイント	
ESRS S2-全てのデータポイント	
ESRS S3-全てのデータポイント	
ESRS S4-全てのデータポイント	

\*テクニカルアドバイスによれば、企業がESRS 1.125(b)-(e)にリストされた特定のDRに関連する段階的適用の規定を適用する場合、その事実を開示しなければなりません。

\*\* ある基準のすべてのDRが省略される場合、ESRSセット1に関してはESRS 2.17に基づく最低限の開示要件が適用され、テクニカルアドバイスに関してはESRS 2.8-9に基づく最低限の開示要件が適用されます。

## 2.8. 比較情報

テクニカルアドバイスは、比較情報に関連するいくつかの修正も提案しています。

**新しい重要なトピックやIROに対する比較情報は不要:** 企業は、以前のサステナビリティ報告書で報告されていない場合、現在の期間に関連する比較情報を開示する必要はありません。

**比較情報の修正と有用な情報:** 以前の期間に開示された推定数値に関連して新しい情報が特定された場合、また、その情報が前の期間に存在した状況の証拠を提供する場合(実務上、不可能でない限り)、比較数値を修正する全般的な要件に例外が導入されました。新たな適用要件(AR)では、修正された比較情報が有用な情報を提供しない場合(関連する指標の推定方法が前の期間のインプットに体系的に依存している場合など)、その修正は必要ないと明記されています。

**重要な取得又は処分:** 取得及び処分に関する軽減措置(セクション2.6を参照)に影響を与えることなく、目標達成に向けた進捗を理解するために必要な場合、企業は重要な取得又は処分の影響を開示しなければなりません。

### 3 全般的開示の改訂 - ESRS 2

テクニカルアドバイスにおけるESRS 2の提案された修正は、データポイントの数を53%削減し、全体の語数を30%削減する結果となります。

#### 3.1. 方針、行動、指標及び目標に関する全般的開示要件(GDR PAMT)

方針、行動、指標及び目標に関連する横断的な最低限の開示要件(MDR)は、方針、行動、指標及び目標に関する全般的開示要件(GDR PAMT)に改名されます。基準及びサステナビリティ報告書の読みやすさを向上させるために導入された修正及び明確化に加えて(セクション1を参照)、以下の修正も提案されています:

GDR	提案された追加的修正
GDR PAMT	ある特定トピックの特定の側面のみを扱うPAMTに関する開示の明確化: 方針、行動、指標及び目標がトピックの特定の側面のみをカバーしている場合、そのことを開示に反映させ、利用者がカバーされている特定の側面を理解できるようにする必要があります。
GDR PAT	PAT(方針、行動及び目標)が存在しない理由の開示の削除
GDR-P	採用された方針に対する期間中の変更の開示
GDR-A	重要な行動を実施するために配分された重要な財務上のリソース: <ul style="list-style-type: none"> <li>開示を次のように限定するオプション: (i) 承認され発表された重要な行動; 及び(ii) 実行のために計画された資金源</li> <li>将来の財務上のリソースの指標範囲を提供する</li> </ul>
GDR-M	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標は、重要なIRO(トピック別ESRSによって要求されるか、企業固有の基準で定義される)に関連する場合に開示されなければならないことの明確化。これには、企業が重要なIROを管理するために使用する指標が含まれる場合がある</li> <li>バリューチェーン上の指標については、間接的な情報源や代理指標からのデータへの依存、及び将来のデータ品質を改善するための計画された行動(該当する場合)を開示する</li> <li>指標に関する背景情報の開示。これには、特定の測定アプローチを選択した理由、使用されたインプット及び仮定、環境指標の場合は関連する地域の特定の条件及び特性が含まれる場合がある</li> <li>目標達成に向けた進捗状況や、重要な取得又は処分が進捗に与える影響を含む前期間と比較した実績の重要な変化の開示</li> </ul>
GDR-T	企業の目標が「決定的な科学的証拠に基づいているかどうか」という点が明確化され、これは関連する生態学的閾値を特定するか、実証データ、モデリング、又は認識された科学的フレームワークを使用して条件、軌道、制約を定量化する堅牢な査読済み又はその他の権威ある生物物理情報の使用を指します。

## 弊法人のコメント

### 使用される指標と開示が求められる指標

企業がトピックの特定の側面に対してのみ指標を効果的に使用しているという事実だけをもって、重要なIROに関連するトピック別ESRSによって要求される指標（企業固有に定義した指標も同様）の報告を省略することは認められていません。ただし、指標が特定の側面にのみ使用されていることや全く使用されていないことに関する情報を開示することは、企業がどのように実績を評価し、重要なIROの管理における行動の効果を追跡しているかについての洞察を提供します。

## 3.2. 財務的影響及びレジリエンス開示に関する軽減措置

セクション1.1で説明されたESRS 2の開示要件を簡素化することに加えて、さらなる改訂が行われました。

GDR	提案された追加的改訂
BP-1: サステナビリティ報告書作成の全般的基準	<ul style="list-style-type: none"><li>遵守に係る記述: サステナビリティ報告書が、報告期間末時点で適用されるESRSに従って作成されたことを明示する記述(セクション2.2を参照)。</li><li>採用した軽減措置及びオプションに関する開示(セクション2.5及び2.6を参照)及び関連する必要な情報(例: 基準が定義した時間軸からの逸脱や取得及び処分に関する軽減措置)</li><li>報告バウンダリー: 自社操業の報告バウンダリーと連結財務諸表の報告バウンダリーとの間に差異がある場合、その違いの説明及びその理由(セクション2.4を参照)。</li></ul>
SBM-1: 戦略、ビジネスモデル、バリューチェーン	<ul style="list-style-type: none"><li>セクター開示: ビジネス活動の特定の分類システムは義務付けられておらず、企業は、例えば、利用可能な分類のベストプラクティスや、IFRS S2号の実施に関するISSBの業界ベースのガイダンスやGRI基準などのフレームワークを使用することができる</li></ul>
IRO-2: 重要なIRO及びサステナビリティ報告書に含まれる開示要件	<ul style="list-style-type: none"><li>重要なIROの説明がSBM-3からIRO-2に移動され、IRO-1は、重要なIROを特定・評価するプロセスの説明および関連情報の報告を扱うものとなりました(セクション1.2を参照)</li><li>インパクトの予期される時間軸の開示要件の削除</li><li>“補足情報”として開示が求められる項目のリスト</li></ul>

## 3.3. 財務的影響の開示(SBM-3)

テクニカルアドバイスは、重要なIROが戦略及びビジネスモデルと財務的影響に与える相互作用を説明するために必要な財務的影響及びレジリエンスの開示に関連するいくつかの改訂及び特定の軽減措置を提案しています(SBM-3)

財務的影響	説明
財務的影響(現在及び予想されるもの)	<ul style="list-style-type: none"><li>定性的及び定量的情報の両方が必要</li><li>定量的情報は、ボリューム、製品数、従業員数などの非金銭的情報で構成される場合があり、レンジ又は単一の金額を開示することができる。</li><li>定量的情報の軽減措置は次の条件に該当する場合に適用されます:<ul style="list-style-type: none"><li>影響が個別に識別可能でない場合;又は</li><li>見積りの不確実性が極めて高く、結果として得られる情報が有用でない場合。</li></ul>その場合、企業は次の開示が必要:</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定量的情報が提供されない理由を説明;</li> <li>▪ 定性的情報を提供;</li> <li>▪ 有用でないと判断されない限り、結合された財務的影響に関する定量的情報を提供</li> <li>▪ 資産又は負債の帳簿価額に対する翌報告期間における重要な変動が生じる重大なリスクの定性的情報の開示</li> <li>▪ 財務諸表との直接的又は間接的なつながりについての相互参照が必要(セクション 1.2 を参照)</li> <li>▪ サステナビリティ報告書と財務諸表の作成に使用される仮定の重要な違いについて説明(セクション 1.2 を参照)</li> </ul>
予想される財務的影響	<p>スキル、能力、又はリソースの不足がある場合、定量的情報の追加的な軽減措置が適用可。この場合も、最初の救済措置と同じ開示要件(理由の説明、質的情報の提供、有用であれば統合された財務的影響の量的開示)の開示が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 次の情報を省略する追加の段階的適用規定: <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 特定の気候関連情報を除く FY2026 までのすべての情報、(セクション 2.7 及び 4.8 を参照)。</li> <li>▪ 特定の気候関連情報を除く FY2029 までの定量的情報(セクション 2.7 及び 4.8 を参照)</li> </ul> </li> </ul>
レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 重要なリスクを管理するための戦略及びビジネスモデルのレジリエンスに関する定性的情報、分析がどのように行われたか及び考慮された時間軸を含む。</li> <li>▪ リスクに限定された範囲の開示(インパクトや機会の除外)。</li> </ul>

## 弊法人のコメント

### 定量情報提供の課題

作成者は、予想される財務的影響に関する量的情報について、データ品質、情報の機微性、標準化された算定手法の欠如といった理由から、強い懸念を表明していました。EFRAG は、サステナビリティ報告書の利用者にとって定量情報が重要であることから提供を必須としつつも、作成負荷を軽減し、定量情報の提供が必要となる状況を限定するための新たな救済措置を導入しました。ただし、これらの救済措置は企業固有であり、作成者はステークホルダーの期待に十分注意する必要があります。企業のリスクへのエクスポージャーが大きいほど、分析を実施するためのスキル・能力・リソースが備わっていると期待されるため、救済措置を適用することが難しくなります。関連するISSBの教育的資料は、企業がスキルや能力を持たない場合でも、リソースが利用可能であれば定量情報を提供することを避けられないことを指摘しています。

**定量情報は非金額的信息で構成される場合があります。**企業はESRS報告の目的だけのために作成された財務予測、あるいは財務・事業計画で採用している期間を超えるような時間軸に基づく財務予測を開示することなく、定量情報の開示要件を満たすことができることが明確化されています。

### 相互運用性

提案された改訂は、相互運用性に対してプラスとマイナスの両方の影響を与えます。予想される財務的影響に関する定量情報を維持する決定は、ISSB基準と整合しています。関連する過大なコストや労力の軽減措置及びスキル、能力、リソースの不足による定量情報の省略オプションも一致しています。しかし、追加のESRSの段階的適用の軽減措置は、一時的な違いを生じさせます。また、レジリエンスに関する定性的情報のみを開示する軽減措置は、ISSB基準との相互運用性に悪影響を及ぼします。なぜなら、ISSB基準では、該当する場合、定量的情報も求められているためです。

### 予想される財務的影響の段階的適用

予想される財務的影響に関する定量情報の段階的適用はFY2029まで延長されています(重要な物理的リスク及び移行リスクに関する特定の気候関連情報を除く)(セクション2.7

及び4.8を参照)。企業は、サステナビリティと財務機能が連携していることを確認し、必要な手法と内部プロセスを評価することによって、これらの開示の準備を開始することが推奨されます。EFRAGは残された課題を認識しており、段階的適用期間の終了に間に合うように、準備を支援するための任意のガイダンス及び教育資料を開発することが期待されています。

## 4 気候変動基準の改訂 – ESRS E1

ESRS E1で提案された改訂は、開示要件及び関連する適用要件の大幅な削減と簡素化、並びに例示の全体的な削除が含まれています。これにより、データポイントの数が57%削減され、全体の語数が60%削減されています。

### 4.1. 再構成され簡素化された開示要件

**改訂された構造:** 気候関連のESRS 2開示に関する詳細要件が再構成され、改訂された構造と以下のような新しいDRのタイトルが導入されました:

- インセンティブ制度に関連する DR は削除されました(すでに ESRS 2 GOV-2「サステナビリティ関連の業績のインセンティブ制度への統合」で扱われているため)。
- ESRS 2 IRO-1 の「IRO を特定し評価するプロセス」に関連する DR は、E1-2 の「気候関連リスクの識別とシナリオ分析」に沿って簡素化され、焦点が再構築されました。
- SBM-3 の「重要な IRO と戦略及びビジネスモデルとの相互作用」に関連する DR は、E1-3 の「気候変動に関連するレジリエンス」の下で改訂され再構成されました。

この新しい構造により、他のDRの番号付けが変更されます(例: E1-6のGHG排出量の報告がE1-8になります)。

**簡素化:** これらの構造的更新に加えて、特定のDRは大幅に簡素化されました:

- **方針**に関する特定の要件が削除されました。E1-4 の方針は、単に ESRS 2 を参照するのみです。
- **主要な行動**に関する特定の開示は簡素化されました。脱炭素化手段別の行動の表示および期待される GHG 排出削減量に関する主要な開示要件は維持されていますが、その他の開示事項については ESRS 2 GDR-A へ参照する形に整理されました。当該整理には、財務諸表および EU タクソミー報告との関連する財源に関する情報の削除や、依存関係の説明の削除が含まれます。
- 内部炭素価格設定に関する報告は大幅に簡素化され、炭素価格設定が意思決定に使用されているか、その場合はどのように使用されているか、減損テストで使用された価格との整合性、各内部価格設定スキームに適用されるトン当たりの価格についての説明が求められます。

**適応と緩和の関連性:** 移行計画と行動計画の区別に関する質問や、気候変動適応に関する可視性の向上の必要性に応じて、一部の開示は適応と緩和の関連性の高まりを認識しています。移行計画の開示に関連して、気候変動の適応と緩和の両方に対処する移行計画を持つ企業は、その事実を反映する必要があります。関連する行動は、気候関連リスクに対するレジリエンス分析を行う際に考慮される場合があります。

### 4.2. 気候関連リスク、シナリオ分析及びレジリエンス

新たなE1-2「気候関連リスクの識別とシナリオ分析」の内容はESRSセット1に近い形で残り、企業は気候関連リスクをどのように特定したかを説明する必要があります。

しかし、シナリオ分析に関する開示は、その分析が実施された場合にのみ要求されることが明記されました。シナリオ分析は、重要な気候関連IROの識別において必須のステップではありません。企業は、物理的リスクに対して少なくとも1つの高排出シナリオが使用されたかどうか、また移行リスクに対して1.5 °Cに沿った少なくとも1つのシナリオが使用されたかどうかを示す必要があります。シナリオに関連する全世界平均気温の予測を特定し、それがなぜ関連性があると考えられるのかを説明する要件が追加されました。レジリエンス分析(E1-3)の結果は開示されなければならない、その分析がリスク分析(該当する場合)をどのように基礎としているか、また現在および計画中の緩和・適応アクションが気候関連リスクに対するレジリエンスにどのように貢献しているかを示す必要があります。評価に関する不確実性の領域

や、企業が異なる時間枠にわたって気候変動に対して戦略やビジネスモデルを調整する能力も表示しなければなりません。IFRS S2号に合わせるために、より詳細な要件が追加されています。

#### 弊法人のコメント

##### シナリオ分析

改訂された基準ではシナリオ分析の使用は要求されていないものの、気候関連の物理的リスク及び移行リスクを識別するための貴重なツールであり、戦略的意思決定やレジリエンス評価に大きな利益をもたらします。すでにシナリオ分析を実施した企業は、既存の作業を基にリスク識別やレジリエンス計画を洗練させることが推奨されます。これから開示を行う企業は、利用可能なベストプラクティス、ツール、及び手法を考慮して、自社の規模や活動に適したアプローチを決定することができます。シナリオ分析は、予想される財務的影響を推定するためにも重要であり、内部の意思決定や投資家を含む外部ステークホルダーとのコミュニケーションを支援します。物理的リスクのシナリオ分析は、EUタクソミーの文脈における経済活動の適合性を確保するためにも必須です。

##### 相互運用性

企業は、ISSB基準の下でレジリエンス分析にシナリオ分析が必要であることを認識しておくべきです。

### 4.3. 気候変動緩和のための移行計画:ESRS E1の重要な要素

ESRS E1は、移行計画の主要な特徴を概観するアプローチを採用しており、データポイントが削減されています(例:EUタクソミーとの関連付けの削除)。

**移行計画(transition plan)を構成する主要な要素として、次の要素が明確に示されています。** GHG排出削減目標、脱炭素化手段、主要な行動、計画の実施を支えるために必要な投資および資金調達、ガバナンス機関による計画の承認、計画が全体的なビジネス戦略にどのように組み込まれているか。

移行計画の実施を前提として、戦略およびビジネスモデルが、地球温暖化を1.5°Cに抑制するという目標と現在または将来的に整合しているかどうか、に、更なる重点が置かれています。

**計画に割り当てられる見込みのある将来の重要な財務上のリソースについては、概算のレンジとして開示することができます。** また、重要な財務上のリソースの金額の開示は、承認済みかつ公表済みの主要な行動、およびそれらの行動を実行するための計画された資金源に限定することが可能です。

**移行計画が依拠する主要な前提条件および依存関係に関する開示が導入されており、これはIFRS S2の文言との整合を図るためのものです(新たなデータポイント)。**

**潜在的な固定的に発生する排出に関する定性的な開示は、当該排出が移行計画の達成を危くする可能性について説明するために引き続き要求されます。** ただし、固定的に発生する排出量に関するガイダンスは削除されており、また固定的に発生する排出量の対象となり得るものとしてScope 1・2・3の温室効果ガス排出量を参照する記述も削除されています。

気候変動の適応と緩和の両方に対処する単一の移行計画を持つ企業は、その事実を明記し、レジリエンスに関する情報(E1-3)及び行動とリソースに関する情報(E1-5)を相互参照する必要があります。

### 4.4. 気候関連目標:主要な原則の再確認

要件は大幅に簡素化され、柔軟性が高まったものの(例:目標のための定められた時間枠の削除や、目標を5年ごとに更新する必要の削除)、改訂されたDRはESRSにおける目標に関連する主要な原則を以下のように明確にしています:

- **総量目標:**GHG排出削減目標は、除去、カーボンクレジット、又は回避された排出の前の総量目標である必要があります。
- **絶対排出量:**目標は、Scope 1、2、3の絶対的なGHG排出削減として開示される必要があり、目標でカバーされる範囲とその割合を示さなければなりません。原単位情報に

係る目標のみを設定している企業は、関連する絶対値を開示する必要があります(金融機関に対する新たな例外があります - セクション 4.6 を参照)。

- **GHG インベントリとの関連:** 目標が GHG インベントリのスコープ(DR E1-8 で報告される Scope 1、Scope 2、Scope 3)から逸脱する場合、企業は目標でカバーされる各スコープの割合を開示する必要があります。企業は、E1-8 で経営支配アプローチによるバウンダリーを使用して総スコープ 1、2、3 GHG 排出量を報告する場合、スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出削減目標に対して当該アプローチによるバウンダリーを使用することができます。
- **1.5°C との適合性:** 企業は依然として、自社の目標と地球温暖化を 1.5°C に抑制するという目標との整合について示す必要があります。そのためには、参照目標値との比較分析および使用した方法論の説明が求められます。独立した第三者による検証は、この整合性の説明において有益な情報として使用できます。「1.5°C と整合している」という表現の具体的な意味についての明確化は、レベル 1 の規制の改訂の検討対象となっているため追加されていません。
- **ネットゼロ目標:** ネットゼロ目標の開示要件は維持され、ESRS 2 GDR-T を参照しつつ E1-6 に配置されています。これらの目標は他の温室効果ガス(GHG)排出削減目標とは区別して開示し、企業が残余排出量を恒久的に中和化する方法について説明しなければなりません。

#### 弊法人のコメント

##### 主要な原則の再確認

要件は簡素化された一方で、主要テーマに関する同じ報告原則が以下のように再確認され、明確化されています:

- **移行計画:** 主要な構成要素に焦点を当てることで、最低限求められる事項が明確になっています。主要な構成要素が欠けている場合、またはビジネスモデルや戦略が十分にカバーされていない場合(例: Scope 1・2・3)、その企業には移行計画が策定されていないとみなされる可能性があります。
- **原単位情報による目標:** EFRAG は、関連する絶対値を開示する要件を確認しています。金融機関に対する新たな例外は、これが明確な要件であることをさらに強調しています。
- **ネットゼロ目標:** いったん公開草案から削除されましたが、ネットゼロ目標は再度導入され(用語集での定義も復活)、その特異性が明確に示されています。ネットゼロ目標とは、バリューチェーン全体の排出量を 90~95% 削減することを意味し、これは企業の Scope 1・2・3 排出量を、残余排出を永久的に除去する前に、その水準まで削減することを求めるものです。したがって、この概念は、さまざまな種類の GHG のカーボンニュートラルの宣言とは異なるものです。

#### 4.5. GHG排出量及びエネルギーに係る報告:簡素化された指標と改訂された報告バウンダリー

エネルギー及びGHG排出にか係る報告に関連するDRは簡素化され、以下のようないくつかの簡素化が行われました:

- エネルギー原単位情報に係る指標は、再生可能エネルギー源の種類別の分解情報とともに削除されました。高排出セクターへの言及は、ED で削除される提案がありましたが、残されました(削除は開示の適用範囲を広げるものと見なされたため)。
- 純収益あたりの GHG 原単位情報は削除され、総 GHG 排出量も削除されました。パイオ由来の CO2 排出の開示はスコープ 1 に限定されます
- 各重要なスコープ 3 カテゴリーの報告バウンダリーは、もはや個別の開示要件としては求められていません(これは ESRS 2 GDR-M によって含まれていると見なされるため)。
- 排出権取引制度の対象となるスコープ 1 GHG 排出の割合は、EU ETS のみに絞られました。

- 報告のための表は、エネルギー報告については削除され、GHG 排出についてはオプションとなりました。

**GHG排出量のためのESRS 1報告バウンダリー(E1-8)**: GHG排出指標に関する最も注目すべき変更は、適用される組織バウンダリーに関するものです。ESRS E1のセット1では、連結財務諸表の範囲に加えて経営支配下の排出量を含めていましたが(「追加的アプローチ」、ESRS E1の改訂版では、財務支配アプローチと呼ばれる方法に焦点を当てています)。

- AR 19 は、ESRS 1 で定義された報告バウンダリーを参照し(セクション 2.4 を参照)、出発点が GHG プロトコルの財務支配に対応し、ジョイントオペレーション、リース資産、長期的な従業員給付制度が保有する資産に関する ESRS 1 の特定の規定による補足を追加しています。結論の背景は、GHG プロトコルの下で「財務支配アプローチ」を適用することが連結財務諸表のバウンダリーとは異なる範囲となる場合、ESRS 1 の連結範囲が優先されることを明確にしています(ジョイントオペレーション、リース資産、長期的な従業員給付制度が保有する資産に関する特定の規定を含む)。
- 事実や状況により、そのような財務支配アプローチを適用することが報告バウンダリー外の運用資産からの排出を描写するには不十分な場合、企業は経営支配アプローチの下でのスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出を報告する必要があります。結論の根拠では、これは ESRS 1 の連結範囲で報告される GHG 排出量に追加して報告するものであると説明されています。
- GHG プロトコルおよび PCAF A への参照は維持されていますが、AR20 において、あらゆる場合に ESRS の要件がそれらの GHG 算定基準より優先すること、特に報告バウンダリーに関して ESRS が優先されることが明示されました。結論の根拠では、GHG プロトコルはデータの入手可能性、データ品質、データが入手できない場合の推定に関する測定手法の側面に使用されるものであると説明されています(セクション 2.6 参照)。

**エネルギー消費及び構成比に係る指標の自社操業の範囲(E1-7)**: これらの指標の範囲は、ESRS 1で定義された報告バウンダリー(連結財務諸表の範囲)に基づいて自社操業に限定され、Scope 1及び2のGHG排出の報告範囲に合わせる要件は削除されました。

## 弊法人のコメント

### GHG排出量報告バウンダリーの変更

連結グループに焦点を当てたアプローチ(ジョイントオペレーション、リース資産、長期的な従業員給付制度が保有する資産に関する特定の規定を含む)への移行は、ESRSセット1で要求される追加的アプローチと比較すると重要な変更となります。

経営支配に基づくスコープ1及び2のGHG排出量の追加的報告は、事実や状況に基づいても要求される可能性があり、必要な場合の解釈が難しいため、特に注意が必要です。結論の背景は、企業の排出プロファイルの理解に資する場合に適用されると説明されています。

これらの変更は企業にとって重大な業務上の影響をもたらす可能性があり、また時系列的な比較可能性や、目標達成に向けた進捗を報告する際に複雑性をもたらす可能性があります。現時点では、(ESRS セット 1 の追加的アプローチのように)他の方法が要求される場合を除き、多くの企業は経営支配アプローチで報告しています。経営支配バウンダリーで設定された目標は、改訂 ESRS E1 の下では追加的な経営支配ベースの報告が必要となる可能性が高いと考えられます。経営支配に基づく報告がGHG報告に使用される場合、経営支配に基づく目標の報告は依然として許可されていますが、スコープ1及び2のGHG排出量について複数の数値を報告することは、運用上及び報告上の複雑さを伴う可能性があります(目標との調整を含む)。企業は、報告の負担とこれらの新たなバウンダリーに合わせた目標の潜在的な見直しとのバランスを慎重に考慮する必要があるかもしれません。

### 相互運用性

財務支配に焦点を当てた単一のアプローチへの変更は、もはや追加的アプローチが要求されないことになるため、他のフレームワークとの相互運用性を高めます。しかし、これは IFRS S2号やGHGプロトコルとは完全には一致しておらず、組織バウンダリーの選択が許されていません(GHGプロトコル及びIFRS S2号では選択が許されている)。EFRAGは、そのようなオプションの提供が比較可能性を損なうと考え、財務諸表とのコネクティビティを優先しました。

ステークホルダーは、GHGプロトコルの財務支配アプローチがESRS報告バウンダリーとどのように比較されるかを評価する必要があるかもしれません。ジョイントオペレーション、リ

一ス資産、長期的な従業員給付制度が保有する資産に関するESRS特有の規定や、財務上の共同支配がある場合にスコープ1及び2のGHG排出を持分比率に基づいて算定することを要求するGHGプロトコルのジョイントベンチャーに関する特定のアプローチによる違いがある可能性があります。

## 4.6. 金融機関

### 4.6.1. ファイナンスド・エミッションの計算方法

スコープ3 GHG排出量に関する情報を作成する際、金融機関はカーボン・アカウンティング・ファイナンシャル(PCAF: Partnership for Carbon Accounting Financial)からの「ファイナンスド・エミッション」(2022年12月版)を考慮する必要があります。

しかし、上記のように、ESRS E1には、報告バウンダリーに関するESRSの要件がGHGプロトコルに優先することを明確にするための明示的な声明が含まれています。GHGプロトコルは、データの入手可能性、データ品質、またはデータが入手できない場合の推定に関する測定手法の側面で使用されるものとされています(セクション 2.6 参照)。

### 4.6.2. 原単位情報に係る目標と絶対排出削減目標: 金融機関の免除

企業がGHG排出の原単位情報に係る目標のみを設定している場合、ESRS E1は関連する絶対値を開示することを要求します。しかし、ESRS E1は、金融機関がスコープ3カテゴリ15のGHG排出量に関するこの開示を提供することから免除されることを明記しています。ただし、原単位情報に係る目標と同じ排出量をカバーするファイナンスド・エミッションの絶対値による排出量は引き続き開示が求められます。また、ファイナンスド・エミッションの絶対値による排出量の予想される変化に影響を与える主要な要因や、過去3~5年間の観察されたトレンドとの関連についての追加の背景情報も含まれる必要があります。

#### 弊法人のコメント

**GHGファイナンスド・エミッションの計算方法:** 提案された修正は、GHGプロトコル及びPCAFパートAへの言及がスコープ3 GHG排出量の計算に関連していることを明確にし、報告バウンダリーの決定にはESRSが優先されることを示しています。

その結果、GHGプロトコルのスコープ3基準の表5.4に記載されているスコープ3カテゴリの最小バウンダリーは、情報が重要と見なされる場合、ESRS報告のために拡張する必要があるかもしれません。金融機関は、この明確化がスコープ3 GHG排出量報告に対する現在のアプローチに影響を与えるかどうかを検討する必要があります。特に、重要な排出が参照されたフレームワークで明示的に扱われていない、又は要求されていないビジネス活動(例: 資産管理活動、保険活動、ファシリテーション活動)から生じる場合です。

結論の背景は、PCAF B及びCへの言及が計算目的で組み込まれなかった理由として、これらが初期の開発段階にあり、GHGプロトコルによる承認がなく、受け取ったフィードバックが混在していることを挙げています。2025年12月にPCAFパートAの新しいバージョンが公開されたことも注目に値します。この新たなバージョンから追加の手法を活用することを意図する金融機関は、計算方法及び参照されたフレームワークに関する透明性のある開示を提供することが推奨されます。

**金融機関と絶対排出削減目標:** 設定された原単位情報に係る目標に関連する絶対排出量の値を報告することから金融機関が免除されていることは、原単位情報に係る目標を交換する際に金融機関が直面する実務上の課題に対処しています。この免除を適用する金融機関は、依然として目標に関連する追加の開示を提供する必要があります。具体的には、利用者が、原単位情報に係る目標が安定した、増加している、又は減少している絶対排出の動きに関連しているかどうかを評価できるように、過去のデータに基づいてその目標に対するファイナンスド・エミッションの絶対値による排出量を開示する必要があります。

## 4.7. カーボンクレジット

ネットゼロ目標に関する要件は E1-6(気候変動に関連する目標)へ移動されていますが、DR E1-9「GHG 除去およびカーボンクレジットを通じて資金提供された GHG 削減プロジェクト」は、以下の 3 つの明確な要素に焦点を当て直しています:

- 自社操業で開発された、若しくは、バリューチェーンに貢献した **GHG 除去及び貯蔵プロジェクト**、非持続性のリスクがどのように管理されているか、また発生する可能性のある再排出についての焦点が追加されています。

- 除去プロジェクトの割合を含む、カーボンクレジットの使用
- カーボンクレジットを使用した GHG ニュートラルの主張、これが削減目標の達成にどのように影響するか、そしてカーボンクレジットの品質に関する情報。

#### 4.8. 予想される財務的影響

将来の情報に関する詳細なデータポイントは保持されていますが、予想される財務的影響に関する DR は大幅に簡素化され、簡潔な定性的開示、いくつかのデータポイントの削除、より柔軟性がもたらされています。

- **財務諸表との調整:** これらのデータポイントは削除されました（一般的な ESRS 1 のつなごりの要件でカバーされると見なされているため）。EU タクソミーへの言及も削除されました。
- **グロス対ネットアプローチ:** 重要な物理的又は移行リスクにさらされる収益の額及び重要な移行リスクにさらされる資産の割合（潜在的な座礁資産を含む）は、緩和のための行動を考慮する前又は後のいずれかで表示でき、企業は採用したアプローチを示さなければなりません。
- **重要な物理的リスクにさらされる資産の所在地:** リスクにさらされている資産の所在地を開示する要件は、関連する場合に算定手法の説明の一部として含めることを求める AR の一部となりました。
- **リスクにさらされている金額（資産及び収益）:** リスクにさらされている金額は報告日現在で報告されることが明確にされ、レンジ又は単一のコличествоを開示する柔軟性が与えられました。

**段階的適用:** E1-11 は予想される財務的影響に関する開示の一部であり、ESRS 2 の軽減措置の対象となります（セクション 2.7 も参照）。したがって、開示は大部分が段階的に適用され、いくつかの顕著な例外があります。

- 改訂された E1 の下で段階的適用の対象とならない要素は次のとおりです：
  - i. 重要な物理的リスクにさらされる資産の帳簿価額及び適応のための行動でカバーされるこれらの資産の割合の開示
  - ii. 重要な移行リスクにさらされる資産の帳簿価額、緩和のための行動でカバーされるこれらの資産の割合、及び中長期的な潜在的な座礁資産の範囲の開示
- 段階的適用の要素について、Wave 1 企業は FY2027 まで定性的情報の開示を延期でき、定量的開示は FY2030 まで要求されません。Wave1 以外の企業にどの移行規定が適用されるかは欧州委員会によって決定されます（セクション 2.7 も参照）。

#### 弊法人のコメント

##### 予想される財務的影響

データポイントの数は減少しましたが、投資家や債権者にとって必要とされるいくつかの複雑なデータポイントは維持されています。そのため、これらの情報を提供するために必要な手法及び内部プロセスの評価は、ESRS 1の軽減措置及び段階的適用規定を考慮に入れて行うべきです。IFRS S2の下ではそのような段階的適用は適用されないため、ESRSの下で報告する企業は、その間にIFRS S2号の下で報告する企業が開発した開示を参照することができます。また、特に予想される財務的影響に関する情報が増えるにつれて、中期的なステークホルダーの期待にも留意する必要があります。

##### リスクにさらされている資産のうち、行動でカバーされる割合

資産の帳簿価額に関するデータポイントと同様に、このデータポイントは段階的適用の対象ではありません。そのため、企業はリスクにさらされている資産の帳簿価額と、適応又は緩和のための行動でカバーされている資産を効果的にマッピングできるように、必要な情報システムを遅滞なく準備する必要があります。リスクにさらされている資産がそのような行動によって対処されるか又いつ対処されるかを決定するには、判断が必要となる場合があり、一貫した手法を開発する必要があります。当該情報はセンシティブな情報となる可能

性があり、適切な文脈の定性的開示を準備するためにガバナンスとの議論が必要となります。

## 5 その他の環境系ESRSの改訂 – ESRS E2 から E5-

### 5.1. 概要

その他の環境系ESRSには、汚染(ESRS E2)、水(ESRS E3)、生物多様性及び生態系(ESRS E4)、循環経済(ESRS E5)が含まれます。

これらの基準は大幅に簡素化されており、データポイントの数と全体の語数の削減に反映されています。

ESRS E2-5	データポイントの減少数(%)	語数の減少数(%)
ESRS E2 汚染	64%	64%
ESRS E3 水	70%	76%
ESRS E4 生物多様性及び生態系	78%	76%
ESRS E5 循環経済	64%	69%

#### 5.1.1. ESRS 2の一般開示要求に係るトピック別の詳細要件の削除

ESRS 2に関連するDR(例:マテリアリティ評価プロセスに関するIRO-1、戦略及びビジネスモデルとの相互作用に関するSBM-3)は、トピック別ESRS E2、ESRS E3、ESRS E4、ESRS E5から削除されました。

これらの要件の一部は、ESRS 1及びESRS 2に一般的な形で統合されています(例:DMAにおけるLocate(発見) Evaluate(診断) Assess(評価) Prepare(準備)(LEAP)アプローチの考慮)。

#### 5.1.2. 方針、行動及び目標(PAT)に関して簡素化された開示要求

4つの環境系ESRSにわたるPATに関する改訂された要求は大幅に合理化され、多数のデータポイントが削除され、主にESRS 2の全般的開示要件(GDR PAT)に依拠することとなります。

ただし、以下の主要なトピックについてはいくつかの限定された文脈でトピック特有のデータポイントが保持されています:

- **水:** 水リスク地域に関して、そのような地域に位置するいくつかの拠点が企業の方針、主要な行動及びリソースでカバーされていないかどうか、関連する場合は、目標がそのような地域にどのように関連しているか。
- **生物多様性:** 製品、部品及び原材料のトレーサビリティに関する方針、自社操業で生物多様性にセンシティブな地域にある又は近くにある拠点、ならびに行動計画及び目標設定における生物多様性オフセットの使用(準拠する基準などの詳細情報を含む)。
- **循環経済:** 主要な製品及び循環経済サービスにおける循環経済原則並びにエコデザイン原則の適用に関する情報

#### 5.1.3. 拠点別開示

環境系ESRSにおいて、拠点レベルの開示は、特定のデータポイントで明示的に含まれなくなりました。自然関連のインパクトは一般的に地域的なものですが、情報は適切により大きい単位で集約することができます(例:場所、地域、共通の特性を持つエリア)。ESRS 1の集約及び分解に関する原則に従い(セクション1.2を参照)、「地理」の新たな定義が用語集に追加されており、地理や地理的背景が異なる単位で分析できることを強調しています。たとえば、国、地域、水系、生態系、又は拠点の単位に基づいて、評価目的に関連する単位と見なされることを明確にし、個別の拠点開示が必ずしも必要ではないことを示しています。

各環境系ESRSの目的セクションは、適切に地理に沿った集約及び分解の特別な関連性を強調しています。たとえば、E3 水は、水に関連する背景特有の考慮が特に重要であり、重要な

IROが特定の地理に関連している場合、報告された情報の適切な集約又は分解を考慮することが重要であることを強調しています。

生物多様性基準(E4)では、場所固有の考慮が特に重要であるため、拠点固有の規定が改訂された指標に関する開示要件(E4-5)の下で統合され、「拠点」の代わりに「場所(ロケーション)」という用語が使用され、ESRS 1で概説された分解アプローチに整合させ、新たに「生物多様性にセンシティブな地域の近郊にある拠点」に関するガイダンスが追加されました。AR18では、企業は必ずしもすべての個別拠点について当該情報を開示することが求められるわけではなく、ESRS 1に従い、重要なIROに関連する拠点グループに情報を集約して開示できると明確化されています。例えば、同一の生物多様性にセンシティブな地域に属する拠点や、複数の拠点の影響を受ける地域におけるエリアのクラスターなどが該当します。

#### 5.1.4. 新たな用語と定義

新たな用語と定義が各基準にわたって導入されており、その一部は用語集で定義されています。ESRS E2及びESRS E5は、すべての環境系ESRSの中で最も多くの新たな定義を導入しており、以下のようなものがあります：

- E2:「品目」、「輸入業者」、「物質の製造業者」、「品目の製造業者」、「調査業者」、「市場に出された」、「品目の使用者」、「物質の使用者」。
- E5:「循環性」、「循環経済原則」、「循環経済サービス」、「技術的材料」、「生物材料」、「製品」、「設計されたリサイクル率」、「エコデザイン要件」、「修理可能」、「資源使用」、「二次資源」

これらの定義の一部は、既存のフレームワークや規制と整合しています。

#### 5.1.5. 予想される財務的影響に関する開示要求を全て削除

予想される財務的影響に関する特定の開示は、ESRS E2からESRS E5にかけて削除されました。情報が重要である場合、ESRS 2の一般的な要件は依然として有効です(セクション3.3を参照)。

## 5.2. 各基準における具体的な変更点のポイント

5.2.1. 汚染(E2)に関するポイント	5.2.2. 水(E3)に関するポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 汚染物質に関するデータポイントは、一般的に「重要な汚染物質の排出」に言及しています。欧州化学物質排出移動量届出制度(E-PRTR)及び産業排出ポータル規則(IEPR)への言及は、必須の参照ではなく、算定手法における指標としてARに移動されました。</li> <li>▪ マイクロプラスチックの報告は、新たに「一次マイクロプラスチック」と「二次マイクロプラスチック」(例:包装や漁網などのプラスチック廃棄物)に分けて開示するよう求められています。二次マイクロプラスチックに関する情報は定性情報とすることができます。</li> <li>▪ 物質に関する報告は、当事者の種類によって異なります。化学セクターの製造業者、調査業者、輸入業者(NACEコードに基づく)は、化学懸念物質(SOC)及び高懸念物質(SVHC)両方について報告する必要があります。物質の使用者は、化学セクターで事業を行っていない場合には、高懸念物質のみを開示する必要があります。SVHCは、CLP規則(1272/2008/EC)に基づいて危険区分ごとにグループ化されなければなりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「海洋資源」は基準から削除されました。これらは、状況に応じてさまざまな環境系ESRSでカバーされるようになりました(例: E2における海洋環境の汚染)。海水の使用は、E3の範囲内に留まります。</li> <li>▪ “水リスクのある地域(高い水ストレス地域を含む)”という概念は、“水ストレスのある地域”に置き換えられました。ARは、「水ストレスは、水量および水の利用可能性(水不足)に加えて、水質とアクセスへの考慮を含み、流域のプレッシャーをより広範に測定する」と明確にしています。関連する算定手法的なガイダンスは、グローバル指標のセット(水ストレスベースライン、水の枯渇、水の枯渇ベースライン、WEI+)に言及していますが、これらは用語集の定義にはもはや含まれていません。</li> <li>▪ 総水消費量の報告において、総取水量及び総排水量は必須のデータポイントとなりました。水ストレスのある地域における総水消費量、水のリサイクル及び再利用、水の貯水は、引き続き必須のデータポイントです。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>Wave 1の企業は、FY2029まで化学懸念物質に関するE2の定量的情報を省略することができます(セクション2.7を参照)。</li> </ul>	
<b>5.2.3. 生物多様性及び生態系(E4)に関するポイント</b>	<b>5.2.4. 循環経済(E5)に関するポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性移行計画が存在し、その主要な特徴が公表されている場合、その主要な特徴に関する新たな必須データポイントが導入されました。</li> <li>「生物多様性及び生態系に係る移行計画」の定義が用語集に追加されました。当該移行計画には、目標、主要なアクション、財務計画、ガバナンス、そして戦略およびビジネスモデルがどのように進化していくかが含まれます。また、当該移行計画は、例えば気候変動の緩和に取り組むための、より広範な移行計画の一部となることもあります。</li> <li>レジリエンスに関する開示は、ESRS 2 SMB-3との冗長性を避けるために削除されました。</li> <li>生物多様性及び生態系に対する重要なインパクトに関する指標の報告は依然として必須です。ただし、特定の指標、基準、又は手法は定義されておらず、作成者が適切なものを決定するという柔軟性が与えられています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の流入については、報告の焦点が「主要材料」に置かれるようになりました。主要材料とは、量、コスト、重要性(criticality)、または戦略的重要性に基づき、企業の事業運営に不可欠とされるものです。使用される主要材料の中で、「重要原材料(critical raw materials)」および「戦略原材料(strategic raw materials)」については、Critical Raw Materials Actの附属書Iおよび附属書IIで特定されたものを明示する必要があります。</li> <li>資源の流出及び製品については、開示対象が“主要製品”に焦点を当てるようになりました。耐久性および修繕可能性については、質的・量的いずれの形でもより柔軟に報告できるようになっています。新たなARでは、製品および包装材の「設計上のリサイクル可能率」を算定するための計算式が示されています。</li> <li>資源の流出及び廃棄物については、最終的な処分先が不明な廃棄物の割合に関する新たなデータポイントが導入されました(総廃棄物量に対する割合として示す必要があります)。</li> </ul>

### 弊法人のコメント

ESRS E2では定性的情報の要件が大幅に削減されましたが、全体的な定量的指標は維持されており、企業は従前の労力を活かし、現在の環境パフォーマンス報告の継続性を確保することができます。

#### 用語、定義及び手法

特定の用語の定義については進展が見られるものの、ステークホルダーは、効果的で一貫した実施を支援するために、さらなるガイダンスが有用であると判断する可能性があります。いくつかの主要な用語(例:「主要材料」や「主要製品」)は依然として解釈上の問題を引き起こす可能性があり、また一部の開示項目については、算定手法に関する疑問(例: E5における廃棄物および包装データの算定方法)や、表示方法に関する課題(例: E2における高懸念物質の内訳)を招く可能性があります。

#### 拠点別と位置別開示

より原則主義に基づいたアプローチへの移行により、企業は拠点(施設)の自然関連データを集約することが可能になりました。たとえば、類似の自然関連依存関係や重要なリスクを共有する拠点がある場合、エリア単位で集約することができ、不要な記述を避けることができます。この柔軟性は、TNFDフレームワーク(又は将来のISSB基準)との相互運用性をサポートします。ESRS報告者は、集約単位が重要なインパクトを不明瞭にしないように、ESRS 1の原則に従って確認する必要があります。

#### ESRSと各地域の定義

一部の新しい用語は、すでに現地法律や規制の中で存在する可能性があります(例:一部の管轄区域における拡大生産者責任)。ステークホルダーは、結果として生じる適用上の課題を考慮し、ESRSの定義を地域の定義や手法(例:リサイクル可能性)とどのように調和させるか、またこの調和を比較可能性のためにどのように透明に開示するか(例:手法の注記における明確な説明)を検討することを望むかもしれません。

#### 生物多様性のレジリエンス、指標の枠組み、及び移行計画:

- E4における生物多様性レジリエンス分析への言及を削除する決定は、ESRS 2 SMB-3との冗長性を避けるためのものであり、戦略とビジネスモデルが生物多様性関連の物理的リスク、移行リスク、システムック・リスクにどのように耐えるかに関する情報の可視性を低下させる可能性があります。作成者は、生物多様性リスク及び依

存関係に対する重要な情報を適切に反映する方法を慎重に評価する必要があります。さらなるガイダンスがこの戦略的洞察を維持するのに役立つかもしれません。

- 生物多様性及び生態系に対する重要なインパクトに関連する指標を報告する要件は、関連する指標を選択する柔軟性を残しています。ステークホルダーは、一貫した報告を支援するために、既存のフレームワークや実践からの明確化や例が必要かどうかを検討することを望むかもしれません。
- 同様に、生物多様性に係る移行計画の実施がまだ発展途上であることを踏まえ、ステークホルダーは新しい開示要件を明確にするためにさらなるガイダンスが有用であると感じるかもしれません。

#### E5における「主要材料」

企業は、構造化された管理評価を通じて特定された主要材料についてのみ報告することが求められています。また、「主要材料別」に焦点を当てて総重量を内訳するための柔軟性も導入されています（製品や使用される技術的及び生物材料の総重量ではなく）。これにより、企業は戦略的に重要な物理的材料に焦点を当てることができ、関連性のないデータの報告を減らし、より焦点を絞った意味のある情報を提供することができます。

## 6 社会系ESRSの改訂

### 6.1. 概要

以下の概要は、テクニカルアドバイスで提案された社会系 ESRS におけるデータポイントの数と全体の語数の削減割合を示しています。

ESRS S1-4	データポイントの減少数 (%)	語数の減少数 (%)
ESRS S1 自社の従業員	56.7%	66%
ESRS S2 バリューチェーン内の労働者	68.1%	72%
ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	71.1%	75%
ESRS S4 消費者及びエンドユーザー	72.7%	77%

#### 6.1.1. トピック・サブトピック・サブサブトピック

社会系ESRSの簡素化は、トピック、サブトピック、サブサブトピックに対する合理化アプローチを伴っています。ESRS 1の付録A(旧AR 16リスト)のトピックのリストは、改訂版では例示的なものであり(セクション2.3.2を参照)、トピックとサブトピックのみを含んでいます。以前のサブサブトピックは、サブトピックとして格上げされたもの(例:「スキルの研修と開発」及び「安全衛生」)、他のサブトピックと統合されたもの(例:「多様性」が「平等な扱い」と統合されてサブトピックとなった)、又は既存のサブトピックの下に括弧内で集約されたもの(例:「労働条件」の下に適切な賃金、ワークライフバランス、労働時間、雇用の確保及び社会的保護)があります。さらに限定的な調整が行われています(例:「労働条件」の括弧内に社会的保護が追加され、「多様性と平等な扱い」の括弧内に非差別が追加されました)。

ESRS S1(自社の従業員)及びS2(バリューチェーンの労働者)のサブトピックは、現在は水衛生を除いて整合性が確保されています(水衛生はS2にのみ適用されます)。対照的に、ESRS S3(影響を受けるコミュニティ)及びESRS S4(消費者及びエンドユーザー)のサブトピックは変更されていません(以前のサブサブトピックも既存のサブトピックの括弧内に集約されています)。

#### 6.1.2. 社会系ESRSと他のトピック別ESRSとの相互作用

4つの社会系ESRSに新しい段落が追加され、社会的及び環境的トピック間の相互作用が強調されています。たとえば、ESRS E1からE5への言及は、汚染(E2)が労働者の安全衛生(S1)にどのように影響するか、生物多様性移行計画(E4)が先住民の土地や資源(S3)にどのように影響するか、資源の使用や廃棄物(E5)が消費者やエンドユーザーの情報(S4)にどのように影響するかを強調しています。これらの相互作用は、DMAプロセス及びサステナビリティ報告書における関連情報の整理において考慮する必要があります(セクション1.2を

参照)。

### 6.1.3. 定性的開示の削減

#### ESRS 2 に係る社会系詳細要件の削除

社会系 ESRS は、SBM-2 “ステークホルダーの関心及び意見”、SBM-3 “重要な IRO 並びにそれらと戦略及びビジネスモデルとの相互作用”などの ESRS 2 に関連する開示を含んでいません。これらの詳細要件は主に削除されましたが、一部は ESRS 2 に移動されました(例: IRO-2 における強制労働又は義務的労働及び児童労働)。ESRS 2 とすべてのトピック別基準との新しい調整を反映しています。

#### 簡素化されたプロセスに関する開示

ESRS セット 1 の次の2つの開示要件: (1)ステークホルダーとのインパクトに関するエンゲージメント・プロセス及び(2)負のインパクトを是正するプロセス及び懸念を提起するためのチャンネル は1つの簡素化された開示要件に統合されました。これは全社会系 ESRS において行われています。この再構成は、他の DR の番号付けに影響を与えます(例: セット 1 の安全衛生指標に関する S1-14 は、テクニカルアドバイスにおいて S1-13 になります)。「懸念やニーズを提起するためのチャンネル」の定義(用語集に移動)は、適用可能な場合、実際のインパクトに対する是正/救済を提供又は協力するための正式なアプローチを含む可能性があることを明示的に明確化しています。当該プロセスが存在しないことを示すネガティブな開示要件は削除されました。

### 6.1.4. 人権

#### 人権方針

国連ビジネスと人権に関する指導原則、ILO の基本的原則及び権利に関する宣言、OECD 多国籍企業ガイドラインの実施を約束する方針の存在と説明に関する開示は引き続き必須ですが、ESRS 2 (GDR-P)において「人権方針」という単一の開示に統合されました。

#### 人権侵害に係る事案

報告される事案の範囲に関するいくつかの明確化が追加されました。

- ESRS セット 1 の「深刻な人権侵害に係る事案」への言及は、「深刻な人権へのインパクト」との混乱を避けるため「人権侵害に係る事案」に変更されました。
- 「人権侵害に係る事案」の新たな定義が用語集に追加されました。この定義は、CSRD 第 29b 条(2) (b) (iii) で定義された国際的に認められた人権を尊重しないことに関連する事案に焦点を当てており、「実証された(substantiated)」事例として、開始された司法及び非司法手続きや、企業内のプロセス又は認知を通じて特定されたものです。改訂過程において、EFRAG は「実証された」が「事案が検証可能で客観的な証拠に基づく必要があること」を指すとコメントしています。
- すべての社会系 ESRS に新しい AR が追加され、人権侵害に係る事案に関する情報の重要性のフィルターが、主に影響を受けるステークホルダーへのインパクトの深刻度に基づいていることを強調しています。報告された事案は、重要と識別されたサブトピックに関連します。
- 開示要件に対する起り得る制限として「関連するプライバシー規制」への言及も追加されました。

#### 弊法人のコメント

##### ESRS 2 関連要件の簡素化

ステークホルダーは、提案された改訂が、要件の規定性と関連性・比較可能性のある情報の必要性との間で適切なバランスが取れているかどうかを考慮する必要があります。結論の背景で強調されているように、マテリアリティ評価の粒度に関する規定の削除は、重要な IRO に関する開示がより一般的になり、特定のステークホルダーグループに関する情報が少なくなる場合、情報の喪失を引き起こす可能性があります。

##### 人権侵害に係る事案

企業は、新たな定義(「実証された」状態を含む)の影響や、影響を受けるステークホルダーへのインパクトの深刻度に焦点を当てて情報の重要性を評価する必要があります。

##### 自社の従業員とバリューチェーンの労働者のための整合性の向上

ESRS S1 と S2 におけるサブトピックの合理化は、企業のマネジメントプロセスとの整合性が高まり、ダブルマテリアリティ評価および関連する IRO (インパクト・リスク・機会) の報告

に関する、原則主義でより柔軟なアプローチとも整合しています。ESRS S1とESRS S2のトピック構造が整合されたことにより、企業は自社の従業員に関する既存のプロセスや手法を、バリューチェーン労働者に関する開示にも活用しやすくなる可能性があります。ただし、トピックの性質の違いによりアプローチの調整が必要となる場合があり、特にバリューチェーンにおける人員構成、ダイナミクス、または雇用形態が、自社の従業員と大きく異なる場合には、その調整が不可欠となります。

#### 影響を受けるコミュニティ及び消費者とエンドユーザーの基準構造は変更なし

ESRS S3及びESRS S4のサブトピックは、これらのトピックが成熟度が高まり、報告慣行やステークホルダーの期待がより洗練されるにつれて、将来的に進化する可能性があります。

#### 社会系及び環境系ESRS間の相互作用の強化

トピック間の相互作用を強調することは、サステナビリティ報告書の利用者にとって、より一貫性があり意思決定に有用な報告につながります。これにより、企業はすべてのステークホルダーグループおよび、気候変動や汚染などの環境側面にまたがる相互に関連したインパクト、リスク、機会について報告するよう導かれます。

## 6.2. 自社従業員基準の改訂 - ESRS S1

### 6.2.1. 指標の簡素化

すべてのサブトピックにわたるすべての任意及び一部の必須データポイントを含めて、ESRS セット1 S1の定量的データポイントの3分の1以上が削除されました。以下は削除の例です：

- 目標設定のための自社の従業員又は労働者代表とのエンゲージメントは、行動のトラッキングや指標及び目標設定の開発に役立つことを強調するARに移動 (S1-4)
- 正式なパフォーマンス及びキャリア開発レビューに参加した従業員の割合の性別内訳及び従業員1人あたりの平均トレーニング時間 (S1-12)
- 多様性指標における従業員の年齢分布 (S1-8)
- 社会的保護の対象外の従業員の種類 (S1-10)
- 社会的保護でカバーされる主要なライフイベントのリストからの退職の削除 (S1-10)
- 社会的保護指標において、育児休暇が産前産後休暇へ置き換え (S1-10)
- 企業拠点で働く非従業員及びその他労働者の間での記録可能な労働関連の健康問題による死亡が安全衛生の指標から削除 (S1-13)
- 死亡事故によって失われた日数が、記録可能な労働関連の事故及び安全衛生による失われた日数から除外 (S1-13) (結論の背景で確認された通り)。
- ワークライフバランス指標から家族休暇の発生が削除 (S1-14)
- ジェンダー別賃金格差に関する2年間の比較情報 (S1-15)

人権侵害に係る事案に関連する罰金及び制裁の財務諸表との調整は、公開草案で一時的に削除されていましたが、テクニカルアドバイスにより再度導入されました。

### 6.2.2. マテリアリティの明確化、閾値及び手法の改訂

#### 国別閾値

従業員数の国別内訳を開示するための閾値 (S1-5) 及びEEA内の労働組合協定又は労働者代表にカバーされる従業員の割合 (S1-7) は、改訂により、従業員数が50人以上で、従業員数が最も多い10か国に設定されています。これは、従業員数の合計の10%以上を占める50人以上の従業員を持つ国に基づく以前の閾値から置き換わったものです。

#### 非従業員

非従業員の特性に関するDR (S1-6) は、非従業員が、特に彼らがビジネスモデルにとって重要である場合 (例: 柔軟な労働を提供するために使用される、コアプロセスで使用される、又は自社の従業員の重要な割合を占める場合) に重要なインパクト、リスク及び機会に関連しているとして適用されることが新しいARにより明確にされています。

## 手法

指標を計算するための手法を提供する従前の多くのARが削除され、一部は発行が予定されているNMIG(拘束力を有さないガイダンス)として考慮されることが示されています。主要な手法上の要素および表示上のオプションとみなされるものだけがARに残されており、いくつかの明確化が追加されています。例えば:

- 従業員の離職率(S1-5)、労働組合に所属する従業員数(S1-7)、及び研修指標(S1-12)において報告される従業員数の計算には、平均従業員数を分母として使用しなければなりません
- 非従業員の定義(S1-7)及び労働時間の保証されていない契約(S1-5 AR 10)に関する国内法への言及が追加されました
- 障害に関連する開示(S1-11)について、企業は国ごとに同じ障害の定義を適用するか、若しくは、国内法の定義を利用することができます。任意の従業員調査も利用可能なインプットのソースとして言及されています。同様に、労働災害(S1-13 AR 25)について、企業はESRSの定義又は国別の定義を適用することを選択できます。
- EEA外の地域ごとに労働組合協定にカバーされる企業の従業員の割合を開示する際に、地域を定義する柔軟性が強調されています(S1-7 23(c))。
- 企業は、4種類すべての家族関連の休暇を従業員に提供していなくても、ワークライフバランス指標(S1-14)について報告することができます。これは結論の背景で明確にされています。

## 定性的形式又はテンプレートでの開示

以前は必須だった表(従業員の特性、労働組合、社会対話をカバーするものなど)は、定性的形式が可能となったため、改訂版では任意となっています。推奨される表は、参照とガイダンスのためにARに詳細が記載されています。

### 6.2.3. 主要な指標に関するポイント

#### 適正賃金

従業員が十分に賃金を支払われているかどうかを評価するにあたり、開示要件 S1-9「適正賃金」は、最低賃金を「適正賃金」を構成するものとして定義された基準値と比較することを要求しています。非EEA諸国について、これまでは、複数の情報源に基づくヒエラルキーとして、法律又は団体協約によって定められた適正賃金、それに続くものとして、国の最低賃金、さらに、特定の基準を満たす任意の基準値とされていました。提案されているアプローチは、これをEU域外国向けとして置き換え(EUの範囲とEEAの範囲は異なる)、以下の2つの適正賃金に関する代替的なベンチマークを導入しています。

1

法律又は団体交渉を通じて設定された適正な最低賃金であり、ILO の生活賃金推計の原則に沿った計算によって、適正な生活水準を提供するものと確認されたもの

又は

2

労働者が所在する国の公的機関により権限を与えられた機関が作成した推計を含む、生活賃金、生活賃金に関する推計であって、ILO の生活賃金推計に関する原則を考慮したもの

企業は、指標を作成する際に使用されたベンチマーク参照を明示的に説明することが求められています(すべての従業員が適切な賃金を受け取っている場合でも)。これはESRS 2 GDR-Mと一致していますが、新しいデータポイントと見なされています。

#### ジェンダー別賃金格差

必須の統合されたジェンダー別賃金格差指標(S1-15)(「未調整」)と、従業員のカテゴリや国別に分解されたジェンダー別賃金格差を表示するオプション(すなわち「調整済み」)の両方が維持されています。

#### 安全衛生

以下のように用語集にいくつかの定義が追加又は更新され、関連する安全衛生の指標にいくつかの調整が生じる可能性があります：

- 「職業安全衛生管理システム」の定義が追加
- 「記録可能な労働災害」の定義が更新され、「仕事からの離脱日数」は「3日以上欠勤」を意味することが明確化
- 更新された「拠点」の定義は、企業が運営する物理的な場所を指し、依存関係やインパクトが発生する可能性のある場所を示します。これにより、企業の拠点で働いているものの自社の従業員ではない労働者について、記録可能な業務関連事故による死亡者数を開示する際(S1-13 36(b)i)、どの拠点を対象とするべきかの範囲が明確になりました。

#### **差別事件及びその他の人権侵害に係る事案**

罰金、制裁、及び損害賠償の総額の報告に関する明確化が提供されています。これらの金額は、事件が発生した時期に関係なく、報告期間中に財務諸表に認識された内容を反映する必要があります。

## 弊法人のコメント

### 手法と概念の明確性

ESRS S1の大幅な簡素化を考慮すると、ステークホルダーは、ESRSセット1で利用可能な一部の手法に係る原則の削除が、開示の決定や同じセクター又は地域の競合他社との比較にどのように影響するかを評価する必要があります。EFRAGは、将来的にNMIG(拘束力を有さないのガイダンス)の対象となる可能性のあるいくつかの領域を示しています。

- **離職率指標**: ステークホルダーからの契約の種類を含めるべきかについての明確化の要請にもかかわらず、手法は修正されていません。EFRAGは結論の背景で、2024年のESRS報告書において実務の多様化が観察されたことを認めており、これは将来的にさらなる研究の対象となる可能性があるかと指摘しています。

**賃金及び報酬の構成要素**: AR35において報酬比率に含めるべき報酬項目の一覧を示すARに加えて、性別賃金格差の算定方法を明確化するための新しいAR(AR32)が導入されました。EFRAGは結論の根拠の中で、「賃金」の定義はEU法に基づき、「給与透明性指令(Pay Transparency Directive)」と整合している一方、AR35に示された報酬比率に含めるべき報酬項目については、それらが企業の報酬ポリシーの一部である場合に含める必要があると指摘しています。報酬項目の一覧は用語集の『年間総報酬』の定義にも記載されています。

この分野では、2024年の報告書において実務の多様化が確認されており、適用した手法の透明性が極めて重要となります。

企業の作成者は、これらの改訂および(各国で移管された際の)給与透明性指令との連動が、これらの指標の決定にどのように影響する可能性があるかを評価することが推奨されます。

- **社会的保護の欠如**: 企業は、解釈の問題を引き起こす可能性のある新しい概念の導入についても考慮する必要があります。たとえば、S1-10の「社会的保護の欠如」は「既存の社会的保護プログラムでカバーされていない主要なライフイベント」を指しますが、企業は「所得喪失に対する社会的保護」を参照するDRの目的を考慮すると、部分的な収入の喪失が依然として社会的保護の欠如を表すかどうかを疑問に思うかもしれません。

### 適正賃金

企業は、改訂された手法の影響について検討する必要があります。特に、現地法令に適切な参照情報が存在しない非EU諸国においては、その影響が大きくなり得ます。

企業は、ILO(国際労働機関)が定める生活賃金の推計原則に準拠した既存の生活賃金を推計するために、重要なデータやガイダンスへのアクセスを必要とする可能性があります。作成者から公開データベースの提供を求める声があったことを受け、EFRAGは結論の根拠の中で、一部のデータ提供者が現在こうしたデータベースを提供していることを指摘しています。また、この開示においては、「過大なコストと労力」に関するプロポーショナルリティのメカニズムや、必要なデータ品質の欠如を条件とする指標の部分的なスコープでの報告に関する軽減措置が利用可能であるとしています。

### 調整されたジェンダー別賃金格差

調整済ジェンダー別賃金格差に関する任意のデータポイントの削除提案に対するフィードバックを受けて、EFRAGは当該データポイントを維持することを決定しました。未調整のジェンダー別賃金格差は、賃金の格差の統合的な示唆を提供し、標準化された指標を使用して企業やセクター間の比較を可能にしますが、従業員のカテゴリーや国別に調整された指標は、追加の背景的情報を提供する可能性があります。

## 6.3. その他の社会系ESRSの改訂- ESRS S2 から S4

他の社会系ESRSには、バリューチェーンの労働者(ESRS S2)、影響を受けるコミュニティ(ESRS S3)、及び消費者とエンドユーザー(ESRS S4)が含まれています

### 構造的な簡素化

定性的なデータポイントは70%以上削減され、文書的表現もより簡素化され、原則主義へと合理化された要件へと見直されました。

従来は各基準で5つの開示要求が設けられていましたが、現在は「方針」「ステークホルダーとのエンゲージメント(救済や相談窓口を含む)」「行動」「目標」の4つに整理されています。

### 人権侵害に係る事案

人権侵害に係る事案に関するデータポイントはESRS S1と整合され、新たな明確化が含まれています(セクション6.1を参照)。さらに、新しいARは、報告された事案の集約レベルに関してさらなる柔軟性を提供します(関連する事案の種類や影響を受けたステークホルダーによる)。

#### 弊法人のコメント

原則主義のアプローチへの移行は、すべての社会系 ESRS (ESRS S1 の定性的 DR を含む)にわたる構造の一貫性を高め、企業が自社操業に最も関連性の高い課題に焦点を当てられるようにします。ステークホルダーは、ESRS S2 から S4 において具体的な詳細要件が削除されたことが、これらのテーマに関する報告の透明性や比較可能性にどのような影響を与えるかを評価する必要があります。

ESRS 1 で提案されているバリューチェーンデータ収集に関する軽減措置(セクション 2.6 参照)は、ESRS S2、S3、S4 の下で報告する際の複雑性を軽減することが期待されています。

## 7 事業活動(の実践)の改訂 - ESRS G1

### 7.1. 修正されたESRS G1 ビジネス行動基準は、ESRSセット1と比較してデータポイントの数を57%削減し、全体の語数を52%削減しています。構成の大幅な見直し

ESRS G1の構造は、他のトピック別基準と整合性を持たせるために、「方針・行動・目標・指標」という明確な構成に整理されました。改訂された基準は、主にSFDRデータポイントに基づいて簡素化されています。

ESRS 2に関連して事業活動(の実践)に係るガバナンス及びDMAプロセスに関する開示は削除され、ESRS G1はESRS 2の全般的要件(GDR PAT)を明確に参照する形となっています。

ESRS 1 付録 A(旧 ESRS 1 AR16)に含まれていたトピックのサブカテゴリーは以下のように統合されました

- 企業文化(贈収賄防止、内部通報者の保護、動物愛護を含む)
- 政治的影響やロビー活動
- 不公正な支払慣行を含むサプライヤーとの関係管理、特に中小企業(SME)への支払遅延

## 7.2. 定性的開示と指標の再整理

○	<b>方針 (G1-1)</b>	方針 (G1-1) は ESRS 2 GDR-P を指し、主に SFDR データポイントを保持しています。反腐敗及び反賄賂に関するポリシー (最もリスクの高い機能や役割の指摘を含む) や、内部報告者の保護に関する方針に焦点を当てています。
○	<b>行動 (G1-2)</b>	<p>行動 (G1-2) は ESRS 2 GDR-A を指し、主要な領域に関する内容を再定義しています:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サプライヤー関係管理においては、サプライヤーの選定における ESG 要因、調達チームのトレーニング、及びサプライヤーとの関与を通じて ESG パフォーマンスの改善に焦点を当てています。企業は、サプライヤー行動規範の存在について、ESRS S2 の情報を相互参照することができます。</li> <li>▪ 腐敗及び賄賂に関しては、手続きや基準の違反に対処するためのトレーニングや行動に焦点を当てています。</li> </ul>
○	<b>目標 (G1-3)</b>	目標 (G1-3) は、目標に関する ESRS 2 GDR-T を参照
○	<b>指標 (G1-4)</b>	<p>腐敗や賄賂に関する指標 (G1-4) は、報告期間中の反腐敗及び反賄賂法違反に対する有罪判決の数と総罰金額を開示するという SFDR の要件を維持し、制裁に関する開示を要求事項として範囲に追加しています。また、報告可能な有罪判決の範囲 (有罪判決を下した法域の刑事記録に登録された刑事裁判所の最終決定)、制裁 (行政又は規制当局の最終決定)、及び罰金 (裁判所、行政又は規制当局によって課されたもの) を明確にしています。「確認された事案」に関連するデータポイントは削除されました。</p> <p>政治的影響に関する指標 (ロビー活動を含む) (G1-5) は、重要なデータポイントを保持しつつ簡素化されました: 政治的寄付の金銭的価値、カバーされるトピック、ロビー活動における立場、そして過去 2 年間に公的行政で同等の地位を持つ行政、管理、監督機関のメンバーの任命です。</p> <p>支払い慣行に関する指標 (G1-6) は、データ収集と比較可能性に関する懸念に対処するために簡素化されました。「請求書の支払いにかかる平均時間」に関するデータポイントは削除されました。DR は、標準的な支払い条件 (支払条件が中小企業向けで異なる場合は明記) に焦点を当て、これらの条件に沿った支払いの割合及び遅延支払いに関する法的手続きに焦点を当てています。中小企業への遅延支払いには特段の考慮が必要であり、重要なトピックと評価される場合は、企業固有の開示によって対処する必要があります。</p>

### ESRSにおける腐敗及び賄賂の定義

新しいAR (AR 1) は、企業がESRSの腐敗及び賄賂の定義を適用することを明確にしています。この定義は一般的なものであり、地域の法律や親会社の管轄に適用される法律に見られる異なる定義を克服し、報告を行う企業間での比較可能性を確保するためのものです。

#### 弊法人のコメント

##### 腐敗や賄賂の事案

公開草案では、確認された腐敗や賄賂の事案の数と性質に関するセット1の2つの任意データポイントが必須となることが提案されましたが、これらのデータポイントは法的及び自己負罪のリスクに関する懸念を受けてテクニカルアドバイスから削除されました。しかし、企業は依然として有罪判決、制裁、罰金に関する指標を報告する必要があり (各々のバウンダリーが明確化されています)、これらの事件はG1-2 - 事業活動に関連する行動の下で、これらの問題を防止、検出、調査、対応するための手続きに関する報告において重要な役割を果たします。有罪判決と罰金の範囲は、確認された事件の削除を補うために制裁を含むように拡大され、腐敗や賄賂のほとんどのケースが裁判を経ずに解決される事実に対処しています。

##### 法的定義のナビゲート

報告されるべき有罪判決、制裁、罰金の範囲に関する有益な明確化が導入されていますが、国の法律に対してESRSの腐敗及び賄賂の定義を必須とし、有罪判決、制裁、罰金の状況の評価することは、報告可能な項目の範囲を決定するために法的専門家の関与を必要とする場合があります。これには、状況が管轄特有である法的決定の定義 (裁判所の決定が有罪判決を下した法域の刑事登録簿に登録されているかどうかの特定を含む) が含まれます。

### 中小企業(SME)への支払い慣行

SMEの保護はCSRDにおける重要なトピックとして強調されています。EFRAGは、中小企業への遅延支払いに関する標準化された指標の導入を議論しましたが、これは多くのステークホルダーの見解では簡素化の目的を損なうものと見なされました。中小企業への支払い遅延が重要なトピックとして特定される場合、企業固有の指標が依然として必要です。したがって、マテリアリティ評価で、当該トピックが重要かどうかを判断し、開示すべき関連する重要な情報を評価することが重要となります。

## 8 次のステップ

テクニカルアドバイスは現在、欧州委員会による機関レビューを受けています。したがって、改訂版ESRSの修正は引き続き行われる可能性があります。このレビューには、3つの欧州監督機関(ESMA、EBA、EIOPA)からの意見の要請や、欧州中央銀行を含む他の5つのEU機関との協議が含まれています。ECはまた、提案された最終改訂版ESRSを1か月間のパブリックコメントのために公開し、2026年中頃までに委任法を採択することを予定しています。

委任法が採択されると、欧州議会及びEU理事会による異議申し立て期間が2か月間設けられ、さらに2か月間延長可能です。内容に対する異議がなければ、EUの官報に掲載され、発効します。

欧州委員会が設定した目標は、企業がFY2027の報告に最終改訂版ESRSを適用できるように、当該委任法を採択することです。また、企業が希望する場合、FY2026の報告から改訂版ESRSを適用可とするオプションも提供される可能性があります。

### 弊法人のコメント

2025年12月、EU加盟国と欧州議会はオムニバスパッケージを承認し、EU理事会は2026年1月に最終版ESRSを正式に採択することが期待されています。当該提案は、平均で1,000人を超える従業員を持ち、売上高が450百万ユーロを超えるグループ及び発行者に対する閾値の調整によりCSRDの範囲に大きな影響を与えます。上場中小企業は範囲から除外されます。

CSRDの適用範囲内にとどまる企業にとっては、規制動向、特に欧州委員会による改訂版ESRSの最終化について最新情報を把握しておくことが重要であり、FY2026の報告に向けて簡素化された基準を早期適用する可能性を視野に入れる必要があります。また、FY2027から報告を開始する企業は、追加の時間を活用して、サステナビリティ情報に関するデータ、管理手続き、及びガバナンスを強化すべきです。

CSRDの適用範囲から段階的に除外される企業であっても、これまでの取り組みを引き続き活用することができます：

- 重要なインパクト、リスク、および機会の分析を継続し、企業戦略をサステナビリティへと導くために活用すること。
- 既存のプロセス、内部統制システム、ESGレポートのガバナンスを強化し、それらを将来のアクションの指針として活用すること。
- 自社のセクターや事業活動に特有の追加情報を補足したうえで、EFRAGのVSME基準に基づく任意の報告は、ESGパフォーマンスの評価および開示において依然として有用なアプローチであること。

## Glossary

Acronym	Full Form
AR	Application Requirement
BC	Basis for Conclusions
BP	Basis of Preparation
CapEx	Capital Expenditure
CSRD	Corporate Sustainability Reporting Directive
CSDDD	Corporate Sustainability Due Diligence Directive
DMA	Double Materiality Assessment
DP	Datapoint
DR	Disclosure Requirement
E1	Environmental Standard - Climate Change
E2	Environmental Standard - Pollution
E3	Environmental Standard - Water
E4	Environmental Standard - Biodiversity and Ecosystems
E5	Environmental Standard - Circular Economy
EBA	European Banking Authority
EC	European Commission
ED	Exposure Draft
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority
ESMA	European Securities and Markets Authority
ESRS	European Sustainability Reporting Standards
EU	European Union
FAQ	Frequently Asked Questions
FTE	Full-Time Equivalent
G1	Governance Standard - Business Conduct
GDR	General Disclosure Requirements
GDR-A	General Disclosure Requirements - Actions
GDR-M	General Disclosure Requirements - Metrics
GDR-P	General Disclosure Requirements - Policies
GDR-T	General Disclosure Requirements - Targets
GHG	Greenhouse Gas
GOV	Governance
IFRS	International Financial Reporting Standards
IFRS S1	International Financial Reporting Standards - General Requirements for Disclosure Sustainability-related Financial Information
IFRS S2	International Financial Reporting Standards - Climate-related Disclosures
ILO	International Labour Organization
IRO	Impact, Risk, and Opportunity
ISSB	International Sustainability Standards Board
KPI	Key Performance Indicator
LEAP	Locate, Evaluate, Assess, and Prepare (TNFD Framework)
NMIG	Non-Mandatory Illustrative Guidance
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development
OpEx	Operating Expenditure
PAI	Principal Adverse Indicators
PAT	Policies, Actions, and Targets
PCAF	Partnership for Carbon Accounting Financials
S1	Social Standard - Own Workforce
S2	Social Standard - Workers in the Value Chain
S3	Social Standard - Affected Communities
S4	Social Standard - Consumers and End-users
SBM	Strategy and Business Model
SFDR	Sustainable Finance Disclosure Regulation
SME	Small and Medium-sized Enterprise
SOC	Substances of Concern
SVHC	Substances of Very High Concern
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures
UNGP	United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights

### EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

### All in to shape the future with confidence

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-shinnihon-llc](http://ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

### ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY が複製したものです。第三者による複製又は配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセス及び IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は EYG 000150-26GbI の翻訳版です。  
[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)